

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	43 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで  
当時、A市役所から納付書が送られてきていたので、主人からもらう生活費とは別に保険料をもらって、B駅前にあったA市役所に何回も納付に出向いていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年に市から送付された納付書により申立期間の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和59年3月29日であることが、A市の国民年金被保険者名簿から確認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であったことがわかる。

ところで、申立人は、国民年金に加入した時点で既に39歳に達しており、昭和58年4月以降60歳に到達する平成16年5月まで保険料を完納したとしても年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数(300月)に47月不足することになり、受給資格を満たさない。このことは、市の被保険者名簿の備考欄に「59年3月29日無年金了承します。」との記述の横に申立人の押印があり、加入時点で、市の担当者が申立人に無年金になることを確認させた記録であると考えるのが相当である。

その後申立人は、昭和58年4月から61年3月まで国民年金保険料の免除を承認されている。

しかし、昭和61年4月の国民年金法の改正により、65歳までの高齢任意加入制度が創設され、この制度を活用すれば、申立人は受給資格を得る可能性がでてきた。

これを受けて、申立人は、昭和 61 年 5 月 14 日に市に対し保険料納付を開始する意思を示したことが、市の被保険者名簿の備考欄の記述により確認できる。

以上のことから、受給資格確保のため国民年金保険料を納付する意思を示した申立人が、そのことを市に伝えた昭和 61 年度分の保険料を納付しなかったと考えることは不自然であり、また、その直後の昭和 62 年 4 月から納付済みとなっていること、及び同年 6 月からは口座振替による保険料納付を開始していること等をみても申立人の納付意識の高さがみてとれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、友人から国民年金に加入するよう勧められたため、昭和52年1月にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、それ以降、61年4月に第3号被保険者になるまで国民年金保険料を付加保険料とともに納付してきた。

申立期間のうち、B市に居住していた昭和60年4月と同年5月の保険料は市役所の中にある金融機関の窓口か、車で巡回する「動く市役所」で納付し、同年6月から61年3月までの保険料については転居先のC市で3か月に一度市役所の中にある金融機関の窓口で納付した。納付額は3か月で2万円ぐらいであった。

私はこれまで引っ越しの都度、きちんと住民票の移動届とともに国民年金の住所変更の手続をし、保険料を納付してきた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者になるまで、申立期間を除き国民年金保険料と併せて付加保険料も納付しており、60歳以降65歳になるまで任意加入して保険料を納付していることから、申立人の保険料納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は申立期間の保険料は3か月で2万円ぐらいであったと申し立てているところ、当時の保険料額は付加保険料と併せて2万1,420円であり、申立金額とおおむね一致するほか、納付方法についての陳述内容は当時の収納制度と符合する。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和60年6月にB市からC市に転居して

いるが、申立人の国民年金手帳により、住所変更手続を的確に行っていることが確認できることから、申立期間に係る納付書はいずれかの市役所から申立人に送付されていると考えられる上、手元に納付書がありながら納付意識の高い申立人が申立期間の保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、申立人に係る社会保険事務所の記録によると、申立期間においても付加保険料の申し出が継続していたことが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から同年8月まで

私は、平成11年4月に結婚すると同時にA市からB市に引っ越したが、同年8月ごろB市役所から電話があり、未納となっている同年3月から同年8月までの国民年金保険料を支払うように言われた。そこでC銀行の預金口座から10万円近い額を引き出し、後日自宅に来た集金人にまとめて納付した。

しかし、社会保険事務所の納付記録では、申立期間の保険料が未納とされており納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年8月ごろにB市役所から督促され、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているところ、B市では申立期間当時、集金人が未納保険料の集金を行っていたとしており、申立内容は当時の同市の保険料収納制度と符合する。

また、申立期間の保険料額について、申立人は10万円近い額であったと陳述しているところ、実際に納付した場合の保険料額は約8万円となり、おおむね申立金額と符合する。

さらに、申立期間のうち平成11年3月分は、同年8月時点では過年度保険料となり、A市に住んでいた時のものであるが、B市では当時他市町村からの転入者については、現年度保険料に加えて未納となっている過年度保険料も併せて請求していたとしており、同月分も一緒に納付したとする申立内容に不自然さは無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年3月まで

私は、昭和41年9月に会社を退職後、当時住んでいたA市で国民年金に加入した。そのころ、私は無職で国民年金保険料が納付できなかったため、集金人に保険料の免除をお願いした。これが免除になったかどうかは分からないまま、42年6月ごろに就職のためにB市に転居した。

昭和46年ごろと思うが、B市から未納の保険料を支払うようにという内容の通知が届いたので市役所に出向いたところ、現在持っている同年4月1日C県発行の年金手帳が交付され、その時に、未納とされていた41年9月から42年12月までの保険料をさかのぼって納付したと思う。

申立期間の保険料は必ず納めているはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金保険料の免除をお願いしたと陳述しているところ、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録では、申立期間である昭和41年9月から42年3月までの期間は未納、同年4月及び同年5月の期間は納付と記録されており、免除又は追納は一切記録されていないが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、同年4月及び43年3月の検認記録欄に「申免」の押印が確認でき、申立人の陳述に矛盾は無い。

また、A市を所管するD社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄の備考欄には、「国年C県（B市）45.11.2」との事蹟が<sup>じせき</sup>残されていることから、D社会保険事務所が管理していた申立人の被保険者名簿は、昭和45年11月にB市を所管するC県の社会保険事務所へ移管されたことが推定で

き、このことは、46年ごろにB市役所に出向き年金手帳を交付されたとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人が保険料をさかのぼって納付したとされる昭和46年ごろは、特例納付実施期間中であり、B市では、窓口には社会保険事務所の納付書を備え付けており、当時、その納付書を使用して特例納付等に必要な事項を記載した納付書を交付する取扱いをしていたとしている。

このことから、申立人は、特例納付期間中に未納の通知を受け取り、B市役所において交付された昭和42年4月から同年12月までの免除期間に係る追納用の納付書及び申立期間に係る特例納付用の納付書により、双方の期間の保険料を同時に納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間直後の昭和42年4月から同年12月までの期間の保険料については、上述のとおり、社会保険庁の記録では同年4月及び同年5月について追納でなく単なる納付と記録され、同年6月から同年12月までの期間の保険料については、厚生年金保険との重複納付として還付されている一方、A市の被保険者台帳には免除と記録されているなど行政機関の記録管理の過誤もみられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和36年にA市で国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は集金人に納付していた。集金人は、年金手帳に証紙を貼<sup>は</sup>り年金手帳が領収書代わりになっていた。

昭和41年6月に亡くなった母がまだ生きていたころだと思うが、集金人から年金手帳が変わるので、古い年金手帳を回収すると言われた。私は、年金手帳は領収書なので、渡さない、取り上げるのはおかしいと集金人に言って、言い争いになったが、結局、年金手帳は回収された。回収された年金手帳には納付記録が残っているはずであり、申立期間①の保険料は必ず納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間①の申立てを行った後、家を整理していたところ、昔の確定申告書控えが見つかった。その確定申告書控えの中に、昭和46年1月から同年3月までの未納期間（申立期間②）が含まれる同年分の確定申告書控えもあり、国民年金保険料額も記載している。保険料の納付方法は、集金人か銀行振込かよく覚えていないが、ずっと納めていたし、確定申告書控えにも国民年金保険料額の記載がある。

申立期間①及び②について、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付方法の記憶は無いが、昭和46年1月から同年3月まで（申立期間②）の国民年金保険料はずっと納付していたと申し立てている。

ところで、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月

に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

申立人は、手帳記号番号が払い出された後、現年度納付が可能な昭和41年4月以降60歳に到達するまでの間、保険料を申立期間②を除きすべて納付しており、手帳記号番号の払出後における申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間②前後に住所変更等の生活環境の変化もみられず、保険料納付意識が高い申立人は、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持している昭和46年分の所得税の確定申告書控え（写し）には、所定の記載場所とは異なるものの「国民年金」、「5,400」との記載が確認でき、この記載内容は同年1月から同年12月分の保険料の合計額と符合している。

一方、昭和36年4月から41年3月まで（申立期間①）については、申立人は36年に国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されていることが確認されるところ、この手帳記号番号では36年4月から41年3月までの保険料は現年度納付することができず、一部期間は制度上、保険料納付もできない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、集金人に年金手帳を回収されたとする時期について、当初、昭和47年ごろだったとしていたところ、それは41年に母が亡くなる前であったと後に陳述が変遷しているなど、申立人の記憶はあいまいである。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

母から、母が私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を初めから納めてくれていたと、聞かされた。

国民年金手帳は、私が結婚した昭和51年6月ごろに母から渡され、その後の保険料は私が納めるようになったが、それまでの保険料は母が納めてくれていた。私は申立期間当時、A市内で独り暮らしをしており、母が保険料をどのように納めていたかは分からないが、母は、私が学校を卒業してから就職しなかったので、私の将来のことをとても心配して、私の保険料を必ず納めてくれていたと思う。

昭和44年5月から45年3月までの期間（申立期間①）及び46年1月から同年3月までの期間（申立期間②）の保険料が未納とされていることに納得がいかない。納付済みに記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料を初めから母が納めているという話を母から聞いた記憶があるため、昭和44年5月から51年に結婚するまでの間の保険料を母が納めており、未納期間は無いはずと申し立てている。

ところで、申立人の国民年金の記録をみると、申立人は昭和45年9月にA市において、国民年金手帳記号番号を払い出されおり、申立人の国民年金保険料はこの払い出された年の4月から60歳に到達するまでの間、すべて納付されていることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は国民年金の加入及び保険料納付の手續に参与していないとしているところ、上述のとおり昭和45年9月に申立人

の国民年金加入手続が行われ、申立期間前の現年度納付が可能である同年4月から同年12月までの保険料が納付されていることが確認でき、申立人の陳述に不自然さは無い。

さらに、申立期間後の昭和46年4月の保険料は、B市で納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認でき、当時、申立人の母が申立人の国民年金に係る住所変更手続を正しく行ったことが推定される。

加えて、申立ての期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料を納付していたと考えられる申立人の母が、申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、手帳記号番号払出前の期間であり、手帳記号番号払出時において現年度納付を行うことができない期間である。

また、申立期間①の保険料は、過年度納付により納付することが可能であるものの、申立人は納付に関与しておらず、申立期間①当時に、保険料を過年度納付したことを示す事蹟<sup>じせき</sup>も見当たらなかった。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年9月まで

私は昭和48年に結婚し、申立期間当時、家族で経営していた店で夫婦一緒に働いており、毎日同店の売上金の集金に来ていた金融機関の職員に妻が3か月に1度、夫婦二人分の国民年金保険料を手渡し、これの納付を依頼していた。

また、妻の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料は当初、未納と記録されていたが、当時の領収証書を保管していたことから、平成19年に納付済みに訂正された。

申立期間については、妻が、妻と私の夫婦二人分の保険料を一緒に納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の保険料納付状況をみると、学校卒業後の昭和47年4月以降の申立人の保険料は、申立期間を除き、すべて納付されており、申立人の妻の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、その妻が、毎日家業の店の集金に来ていた金融機関の職員に3か月に1度、夫婦二人分の保険料の納付を依頼していたとしているところ、同金融機関では、当時外回りの職員が取引先から納付書と保険料を預かって納付することがあったとしており、申立人の陳述内容と符合する。

さらに、納付日が確認できる期間における申立人及びその妻の納付記録をみると、昭和48年10月から同年12月までの期間及び60年4月から平成20年7月までの期間の保険料は、夫婦二人分がほぼ同一日に納付されており、申立人の陳述に矛盾は無い。

加えて、申立期間の一部である昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の申立人の妻の国民年金保険料については、手持ちの領収証書に基づき、平成 19 年 10 月 11 日付けで社会保険庁の記録が未納から納付済みに訂正されている経緯があり、申立人の同期間の保険料についても申立人の妻が納付しているとの申立人の陳述は自然である。

これらのことから、納付意識の高い申立人の妻が 9 か月と比較的短期間の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、家族で経営していた店で夫と共に働いており、毎日店に集金に来ていた金融機関の職員に、私が3か月に一度、夫婦二人分の国民年金保険料を手渡し、これの納付を依頼していた。

また、私の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料は当初、未納と記録されていたが、当時の領収証書を保管していたことから、平成19年に納付済みに訂正された。

申立期間については、私が、自身と夫の夫婦二人分の保険料を一緒に納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付記録をみると、昭和43年から平成20年7月までの保険料は、申立期間を除き、すべて納付されており、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、毎日家業の店の集金に来ていた金融機関の職員に3か月に1度、夫婦二人分の保険料の納付を依頼していたとしているところ、同金融機関では、当時外回りの職員が取引先から納付書と保険料を預かって納付することがあったとしており、申立人の陳述内容と符合する。

さらに、申立人が陳述するとおり、申立期間直前の昭和49年1月から同年3月までの期間の保険料については、手持ちの領収証書に基づき、平成19年10月11日付けで社会保険庁の記録が未納から納付済みに訂正されている経緯がある上、納付意識の高い申立人が6か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和41年1月から同年3月まで

申立期間①についての国民年金保険料は、A市に住んでいたときに、市役所の方が自宅に集金に来ていたことを覚えている。当時の保険料は100円から150円であったと記憶しており、前夫の分と一緒に集金人に納付していた。前夫と離婚する際に年金手帳など納付していたことを示すものは持ってこなかったが、納付していた記憶があるので納付済期間として認めてほしい。

申立期間②についての国民年金保険料は、集金人に支払っており、途中で記録が抜けて未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②についてみると、この期間3か月の前33か月間及び後76か月間は納付済みであり、この間の生活に大きな変化は認められない上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間の直前に当たる昭和40年4月から同年12月までの期間は現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認できることから、この期間についても現年度納付していたものとするのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人は、年金手帳の交付を受けたのは昭和38年4月ごろであったとしており、申立期間については、保険料を納付すると細長い紙台紙のようなものに印鑑を押印してくれていたと陳述しているところ、A市では国民年金制度発足当初から印紙検認方式によっていた。

また、申立人の国民年金への加入時期、加入手続及び納付の始期に関する記憶はあいまいである上、申立期間について、一緒に国民年金保険料を納付して



いたとする申立人の前夫も未納である。

さらに、旧姓を含め氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和51年7月から54年8月まで

A品店をしており、B金融機関から国民年金への加入を指導され、C年金事務組合に加入した。

保険料は、B金融機関から来ていた集金人に毎月支払っていた。

昭和54年9月に厚生年金保険のある会社に入社してからは、会社を辞めた後も国民年金保険料を納めた記憶は無いが、それまでは納めていると思うので申立期間を納付済み期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の手帳記号番号の払出状況についてみると、申立人の手帳記号番号は、昭和39年7月31日に元夫と連番で払い出されているものの、元夫と共に資格を取消されていることが確認できる。

その後、申立人は昭和39年10月1日に任意加入として資格を取得し、同日に手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、また、申立人は組合の集金人を介して国民年金に加入し、同集金人に保険料を納付していたと具体的に陳述している上、任意加入被保険者として加入手続を行い保険料を納付しないのは不自然であることから、申立期間①のうち、手帳記号番号の払い出された同年10月以降は納付があったとみるのが相当である。

一方、任意加入の場合は、制度上、加入手続を行った日からさかのぼって国民年金の被保険者には成り得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできないため、申立期間①のうち、昭和36年4月から39年9月までの期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②についてみると、昭和51年7月から52年3月までの未

納保険料について、昭和 52 年度に催告が行われていることが社会保険庁の特殊台帳により確認できる。

また、申立人は昭和 48 年ごろ、A 品店を廃業したと陳述しており、その後の保険料の納付方法等に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から56年1月まで  
② 昭和56年5月から59年9月まで  
③ 昭和60年1月から同年3月まで  
④ 昭和62年3月  
⑤ 平成16年4月から17年2月まで

いつごろかは記憶していないが、将来のことを考えて自分で国民年金の加入手続を行った。

現在は結婚しているが、その当時は混乱の中で必死に将来のことを考え、なけなしのお金を支払い、本当に苦しかった思いがある。

厚生年金保険から国民年金に資格が変更した場合には、その都度手続を行い空白期間が無いようにしてきたのに未加入期間及び未納期間があることに納得できない。

また、昭和60年1月から同年3月までの期間は申請免除を受けていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③についてみると、当時申立人が居住していたA市の「国民年金過年度収滞納一覧表」の記録では「申請免除」となっていることが確認でき、この記録について管理の不備をうかがうことはできない上、この時期の申立人の生活の変化や就業する前であったことを斟酌すると、この期間は申請免除期間であるとみるのが相当である。

申立期間①及び②について、申立人の加入記録をみると、申立人は昭和55年10月1日に国民年金の資格をいったん喪失し、59年10月30日に強制加入被保険者として資格を再取得していることがB市の国民年金被保険者検認台

帳及び社会保険庁の特殊台帳から確認でき、この間の途中の時点で資格を再取得している事情がみられないため、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

申立期間④についてみると、申立人は、平成2年5月25日に厚生年金保険から国民年金への資格訂正がなされていることが社会保険庁の記録から確認でき、当時申立期間は厚生年金保険の加入期間として取り扱われていたことから、国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間⑤についてみると、社会保険庁は、平成16年度に3回の納付勧奨を行い、また、平成19年2月13日に催告していることが確認できることから、申立人は現年度納付していないとみられる上、さかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め氏名の別読み検索を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月  
② 昭和43年1月から44年5月まで  
③ 昭和47年7月から54年12月まで

妻が、申立期間①及び②の国民年金の再加入の手續と保険料の納付をA市役所でしていた。当時妻はB商とC業務関係の仕事をしており、A市役所にはC業務の会場を借りたり、B商の関係人が多かったことから、B商の関係人と市役所で会ったりしており、ちよくちよくA市役所に行っていた。

妻が、申立期間③の国民年金の再加入の手續を行った。また、D市とE市F区の住所変更手續については、私か妻のどちらかが行ったと思う。申立期間③の国民年金保険料は、妻が金融機関で妻自身の分と一緒に私の保険料も納付していた。

妻は国民年金保険料を完納しているのに、私の申立期間①から③の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が申立期間の国民年金の再加入手續を行い国民年金加入期間の保険料を完納していると申し立てている。

そこで、社会保険庁の年金加入記録をみると、申立人は、昭和38年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日にA市で、国民年金の再加入手續を行っており、翌日の同年11月2日に資格を喪失していることが分かる。一方、申立人の国民年金の再加入手續を行っていたとする申立人の妻は、同年11月1日に、国民年金任意加入から強制加入に種別変更していることが確認できる。

これらの状況から、申立人の妻は、昭和38年11月1日に自身の種別変更手

続を行うと同時に、申立人の国民年金再加入手続を行ったと考えることが自然である。

また、申立人の妻は昭和36年4月以降平成5年10月まで国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、昭和38年11月1日に申立人の同年11月分の保険料を現年度納付したと考えても不自然ではない。

次に、申立期間②及び③についてみると、申立人は、昭和57年4月に記録を訂正されるまで、42年4月から54年3月までの期間は国民年金未加入者であったことが特殊台帳から確認でき、少なくとも申立期間②及び③の当時は、現年度納付及び過年度納付ができなかったことが分かる。

また、申立人は、昭和55年6月27日にE市F区で年金相談に行った際、応対した相談員から申立人の保険料納付状況を教えられていることが、申立人が所持する当時のメモから確認できるが、その時点で記録の訂正は行われていない。

さらに、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月分の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和36年から国民年金に加入し、保険料を納めていました。家はA市にありましたが、住民票は、B市C区に出していたD店の住所にしていたので、店の方に集金に来てもらっていました。

昭和46年9月に、住民票を家のあるA市に移しましたが、昼間、家には誰もいないので引き続きC区の店の方に集金にきてもらい納付していました。どんな人が来ていたかは覚えていませんが、集金に来たら妻の分と一緒に夫婦二人分を支払っていたので私の保険料だけ支払い忘れることはありません。一年もの未納期間があることには納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年にB市C区で国民年金の加入手続を行い、同年4月以降継続して保険料納付していたと申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、申立人及び申立人の妻は、昭和46年9月にB市C区からA市に住民票を異動しているが、A市の国民年金係で住所変更手続を行ったのは、47年8月であることが分かる。

このことから、少なくとも昭和47年8月時点において、申立期間の保険料はA市で現年度納付することはできないが、前住所地であるB市C区で現年度納付することは可能であったことが分かる。申立人は、住民票をA市に移してから引き続きC区の店の方に集金に来てもらっていたと陳述していることから、申立内容と符合する。

また、保険料を同時に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると申立期間と重なる期間は現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は12月と比較的短期間であり、申立期間前後は現年度納



付された記録となっていることから、同期間の保険料のみをあえて納付しなかったと考えることは不自然である。

以上のことから、申立人は、申立期間の保険料をB市C区で妻と一緒に夫婦二人分を納付したと考えることが自然であり、A市または社会保険事務所において何らかの事務的過誤が生じ、申立期間に係る申立人の納付記録が失われたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1844

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年3月まで  
② 昭和40年1月から同年3月まで  
③ 昭和42年9月から44年4月まで  
④ 昭和44年5月から48年4月まで

昭和44年6月に結婚するまで実家の店で手伝いをしており、給料の代わりにの意味もあって母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金のことは母に任せていたので当時の保険料額等詳しいことは承知していないが、実家に来る集金人に母が保険料を納付していたことは覚えており、納付してくれていた母の保険料が納付済みとなっている期間について、私の保険料が未納とされていることには納得できない（申立期間①、②及び③）。

また、申立期間④について、私は会社員の夫と結婚した昭和44年5月ごろから国民年金に任意加入し、保険料を納付していたように思うのだが、社会保険庁の記録によると、私が国民年金に任意加入したのは48年5月からであるとのことであり納得できない。

それぞれの申立期間については、保険料を納付していたはずであるので、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は母親が集金人に国民年金保険料を現年度納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和39年6月であり、この時点においては、申立期間①の保険料は現年度納付できない。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の昭和39

年度国民年金印紙検認記録欄をみると、昭和39年4月から同年12月までは保険料納付を示す検認印が押印されているが、40年1月から同年3月まではこの検認印は押印されていない。

さらに、申立期間①、②及び申立期間③については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人からは申立人の母が過年度納付していたとする申立ては無く、申立人の保険料を現年度納付していたとされる申立人の母は平成15年8月に死亡しており、保険料納付の詳細は不明である。

加えて、申立人に申立期間①、②及び申立期間③に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

次に、申立期間④については、申立人が厚生年金保険被保険者である夫と結婚した昭和44年5月に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失してから、48年5月10日に任意加入被保険者の資格を取得するまでの未加入期間であることから、制度上保険料を納付することができない期間であるが、申立人の所持する国民年金手帳をみると、同年4月の保険料検認記録欄に検認印が押印されており、同月分の保険料は、資格取得前の保険料に当たることから制度上徴収できないものであるところ、誤って徴収された可能性があり、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から55年3月まで  
② 昭和55年10月から56年3月まで

昭和50年8月ごろに妻の実家のA市に引っ越し、妻が同市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。その後の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を市役所の窓口で納付した。

B市に引っ越した時の夫婦二人分の国民年金の手続も、妻がB市役所で行った。昭和54年7月から55年3月まで(申立期間①)については、夫婦二人分の保険料を、同年10月から56年3月まで(申立期間②)については、私の分だけを妻がそれぞれ納付書により金融機関で納めた。

いずれの期間についても、納付書が送付されてくれば必ず保険料を妻が納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、その妻が保険料を納付したことを示す関連資料が無い上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻も申立期間①は未納であるほか、申立期間①に保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

また、申立期間②については、申立人の妻が保険料を納付していたとしているところ、申立期間②前後の保険料は納付済みであり、特に、申立期間②直後の昭和56年4月以降の11年間は現年度納付を続けていることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の妻の納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立人は、納付書が送付されてくれば必ず保険料を申立人の妻が納

付していたとしているところ、申立期間②の保険料の納付について催告が行われた事蹟<sup>じせき</sup>が特殊台帳に残されていることから、申立人には過年度納付書が発行されたと推定でき、当時の申立人の妻の納付意識の高さを考えると、社会保険事務所からの納付督促があれば、申立人は保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月  
② 昭和54年7月から55年3月まで

私は、昭和50年8月ごろに私の実家のA市に引っ越し、私が同市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

その後、会社勤めをすることになった昭和51年9月にいったん国民年金保険料の納付を止めたが、52年6月ごろにその会社を退職したので、すぐに厚生年金被保険者証を持ってA市役所に出向いて国民年金の手続を行い、同年6月の保険料については郵送されてきた納付書により、私がA市役所で夫の保険料に併せて納付した(申立期間①)。

昭和53年11月にB市へ引っ越した際の国民年金の手続も、私が夫婦二人分をB市役所で行い、54年7月から55年3月までの保険料については、納付書により夫の分と併せて金融機関で納付した(申立期間②)。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は自身が夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和51年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、申立人は昭和52年6月の会社退職後すぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているところ、申立人が同年6月25日に国民年金被保険者資格を再取得し、手続後の同年7月の保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認でき、申立人の国民年金の納付意識が高いと考えられる。

さらに、A市では国民年金被保険者資格の再取得の手続が行われた場合は、

再取得した月から納付書を発行するとしていることから、申立人に6月分の納付書が発行されたと推定でき、国民年金への意識の高い申立人が納付書を入手しながら、1か月と短期間である申立期間①を納付しなかったとは考え難い。

次に、申立期間②については、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料が無い上、申立人が夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の申立期間②の保険料は未納であるほか、申立期間②に保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、年金記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

昭和40年3月に結婚するまでは国民年金に関心は無かったが、両親から結婚を契機に夫婦二人で国民年金に加入するよう勧められたので、41年に妻と共に自宅で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始めた。定期的に集金人が来ていたので、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年に妻と共に自宅で国民年金加入手続を行ったと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は同年4月1日に払い出されていることが確認でき、また、当時A市では行政サービスの一環として、集金人が国民年金の加入手続関係書類を被保険者宅に持参し、その場で手続をすることがあったとしていることから、申立内容は当時の状況と符合する。

さらに、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、その妻の納付記録をみると、申立期間の保険料は納付済みとされている。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月26日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を現年度納付することはできない。

しかしながら、申立人が居住する地域を管轄するB社会保険事務所が保有する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人の妻の手帳



記号番号の前後において、欠番、欠番箇所への被保険者名の追加、被保険者名の変更及び払出年月日の不順が多数存在していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が、その妻と同じく昭和41年4月に払い出されていた可能性を否定することはできない。

加えて、申立人は、申立人の両親から結婚を契機に夫婦二人で国民年金に加入するよう勧められたので加入手続をしたと申し立てているところ、申立人の妻のみ先に国民年金に加入し、申立人はその約4年後に加入したとは考え難いほか、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和44年10月から45年3月まで  
③ 昭和48年7月から49年3月まで

私は、申立期間①当時、会社を退職してA市の自宅の店を手伝っていたので、父が国民年金加入手続をして、店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。私は申立期間①の保険料納付には直接関与しておらず、納付方法などの詳細は分からないが、当該保険料が未納とされていることは納得できない。

結婚後の申立期間②及び③については、結婚や転居などもあって国民年金の手続について具体的な記憶は無いが、保険料を何度かまとめて納付したことがあり、納付書が送られてきたならば必ず納付しているはずである。申立期間②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の父親は、昭和36年の国民年金制度発足以来60歳に至るまでの保険料を完納しており、申立人及びその父親の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

ところで、申立人の保有する昭和42年8月28日に発行された国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄を見ると、検認印が押されていないことから、申立期間①の国民年金保険料は現年度納付されていないものと推測される。

しかしながら、申立人の両親の納付記録をみると、申立期間①の保険料は納付済みとされていること、また、申立期間①当時、A市においては、行政サー

ビスの一環として、過年度保険料についても集金人が取り扱っていたとされていることから、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料納付を担っていたとする保険料納付意識の高い申立人の父親が、同居して家業を手伝っていた申立人の保険料のみ未納のまま放置しておいたとは考え難い。

次に、申立期間②については、申立人の保有する年金手帳の昭和44年度印紙検認記録欄を見ると、該当箇所には検認印が押されていないことから、申立期間②の保険料は現年度納付されていないものと推測される。

しかしながら、申立人は、保険料を何度かまとめて納付したことがあり、納付書が送られてきたならば必ず納付していると申し立てしているところ、申立人は申立期間②中の昭和44年10月ごろにB市に転居しているが、申立人の保有する納付書・領収証書を見ると、申立期間直後の昭和45年4月から同年9月までの保険料をB市発行の納付書により46年2月27日に現年度納付し、45年10月から46年3月までの保険料をC社会保険事務所発行の納付書により47年5月2日に過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する。また、転居前のA市の被保険者名簿を見ると、申立期間②中の44年12月8日にB市に職権転出と記載されていることから、B市を管轄するC社会保険事務所から申立人に対し、翌年以降催告が行われたものと考えられること、さらに、申立人がB市において保険料を納付した46年2月27日時点においては、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であったことなどからみると、保険料納付意識の高い申立人が、社会保険事務所から納付書が送付されているにもかかわらず、それを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間③中の昭和48年7月ごろにD市に転居しているが、申立人の保有する納付書・領収証書を見ると、申立期間③の直後である昭和49年4月から51年3月までの2年間の保険料を52年9月20日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間③の保険料は制度上過年度納付できない時期であることから、申立人が申立期間③の保険料を納付したものと考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和46年7月から47年3月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで

①の期間について、制度発足当初に勧誘に来られ、母と私は国民年金に加入した。その後、A市役所に母と一緒に内容を聞きに行くと、私は厚生年金保険加入中であり、18歳のため本来加入できないが、任意なら加入できると聞いた。保険料は母が二人分を知人の集金人に納めていた。②の期間について、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納めていた。③の期間について、銀行で納めていた。

いずれの期間も領収書は災害に遭い、残っていないが、保険料は納めていたはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立期間を除く国民年金加入期間460か月間の保険料は完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立期間②について、一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、保険料は納付済みであることが社会保険庁の電算記録から確認できる。また、当時、市では集金人が保険料を徴収しており、同じ地区の集金人に支払っていたとする申立人の妻の陳述とは符合する。

次に、申立期間③についてみると、この期間3か月間を挟んだ前21か月間及び後9か月間は現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。また、当時、申立人の生活状況には住居移転等特段の変化はみられない。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間②及

び③については現年度納付していたと考えるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人の最初の資格記録は、昭和 39 年 4 月 1 日付け強制加入であることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁双方の記録において確認できる。この場合、この期間は未加入期間となるため、制度上、この国民年金手帳記号番号によっては保険料を納付することはできない。

また、この期間について、一緒に納付していたとする申立人の母親の納付記録をみると、集金人に納付できない過年度納付であることが市の被保険者名簿から確認でき、母が二人分の保険料を集金人に支払っていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は申立期間①の保険料納付には直接関与しておらず、納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、納付の状況は不明であるほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

昭和44年3月に会社を退職後、当時独身だった私はしばらくの間兄の自営する店でアルバイトをしていたが、同年10月に国民年金に加入した。加入後すぐに保険料の納付を始めたが、少し遅れてから過去の分をさかのぼって保険料を納付したか、納付方法や納付金額等細かいことは覚えていないが、同居していた母も兄も保険料をいつもきちんと納付していたし、私は金銭管理に几帳面な性格なので、保険料はすべてきちんと納付しているはずである。

ところが、社会保険事務所の記録では昭和44年3月から45年3月までの期間が未納とされている。前に、49年4月から同年9月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の保険料について未納とされていたが、領収書を提出して二度も記録を訂正してもらったことがあり、納付書による請求であれば、私の性格からして納め忘れることは考えられず、今回申し立てている期間についても社会保険事務所の記録間違いとしか思えない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付記録をみると、国民年金加入期間449か月のうち、申立期間を除く延べ436か月が納付済みであり、また加入期間中15年以上にわたって付加保険料を納付していることが社会保険庁の納付記録から確認され、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

一方、行政機関における申立人の保険料収納についての記録管理の<sup>じせき</sup>事蹟をみると、昭和49年度分の保険料については当初未納として記録されていたものが、申立人が所持する領収書を基に後に納付済みとして訂正された経緯がある。また、申立人は厚生年金保険加入期間であった昭和46年6月から47年3月までの10か月間、国民年金保険料を重複して納付していたが、社会保険庁

はオンライン化後もこの事実に気づかず、申立人の申立てに基づいて平成 18 年 12 月になって初めて還付処理を行っている。さらに厚生年金保険加入期間であった昭和 46 年 1 月については、当初免除期間として記録管理されていたものが、後に記録訂正されたものであることが社会保険庁の特殊台帳及び電算記録から確認できる。

このように申立期間に近接した時期に、申立人の納付記録の管理に行政側の事務的過誤が散見されるほか、申立期間は社会保険庁による過年度納付の勧奨がなされるべき期間に相当していた。これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、その勧奨を看過するとは考え難く、申立期間については過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和60年7月から同年9月までの期間及び平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から同年9月まで  
② 平成9年5月

昭和60年当時、私は学生でした。その後は自営業を手伝い、平成2年に会社勤めをするまでは、母親が私の年金の保険料を一緒に納付してくれましたので、未納とされていることに納得ができません。また、9年5月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続をして保険料を納付したので、この期間の未納も納得ができません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間112か月のうち、申立期間を除く108か月間の保険料は納付済みである。また、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の母親の納付記録をみると、この期間を含めた国民年金加入期間400か月間の保険料を完納していることから、申立人及び母親の納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立期間①についてみると、申立人がこの期間について、昭和61年11月に催告されていることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、62年6月末までの間は過年度納付が可能であった。

次に、申立期間②に係る資格記録の届出についてみると、平成9年5月31日に資格を取得及び同年6月9日に資格を喪失、並びに直後の厚生年金保険資格の喪失後の同年12月28日に資格の再取得を、10年1月7日に同時に届出していることがA市の電算記録から確認される。この場合、申立人は届出時点において、申立期間の保険料納付が必要なことを把握していたと推定できる。

また、申立人の納付記録をみると、この届出の翌月平成10年2月2日に9



年12月及び10年1月の保険料を現年度納付していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、納付時点においては、申立期間も同様に納付することが可能であったほか、仮に申立期間が未納であれば、同一年度中の後の期間から納付したこととなり不自然である。さらに、社会保険庁の電算記録から申立期間②について、催告がなされた形跡はみられない。

これらの点を踏まえ、申立人とその母親の納付意識の高さに鑑みると、申立期間①については申立人の母親が過年度納付し、②については申立人が現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年6月まで

私は、生涯にわたり病弱であったが、特に最近の20年間ほどは健康保険証を必要としていたので勤めが変わる度に確実に手続を行い、同時に国民年金も手続して納付に努めてきた。また国民年金保険料については、過去に7回の支払い過ぎはあるけれども、支払い忘れる事は無かった。申立期間は、間違いなくA市で納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、保険料の未納が無いほか、過去に9回の国民年金及び26回の厚生年金保険に係る切替手続を適切に行い、そのうち7回は国民年金保険料の過払いによる還付を受けていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市で納付したと申し立てているが、住民票及び社会保険庁の記録から、申立人は当時、A市に在住し、平成6年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人のこれまでの切替状況等を勘案すると、当時も会社を退職後、A市役所で国民年金への切替手続を行ったとみるのが自然である。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時の保険料額について1万円を少し超えた額であったと陳述しているところ、当時の保険料月額が1万1,100円であり符合している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年8月まで

私は、昭和55年に国民年金に加入して、2年弱は納められない時期があったが、昭和57年から60歳期間満了となる平成5年まで、A市役所の同じ集金人が毎月25日ごろから月末にかけて店舗に集金に来ていたので、途切れること無くすべて納付してきた。

未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月に国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高いものと考えられる。また、保険料の納付日が分かる平成2年4月からの納付記録をみると、申立期間を除き、毎月納期限内に納付していることが認められ、集金人による収納が安定して行われていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立人に国民年金の加入を勧めたA市の同じ集金人が、保険料の納付開始から60歳の期間満了まで、一貫してA市内の店舗に集金に来ていたとし、その間、納付方法や場所に変化が無く、また、これまで集金人から未納であることを告げられたことも無かったと陳述しているが、その陳述内容に特段不合理な点はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、事業も順調で資金面で問題は無かったとしていることから、申立人に申立期間の保険料を支払えない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び昭和47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで  
② 昭和47年7月から同年9月まで

私は、昭和40年11月から、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に支払ってきており、上記期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて現年度納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われているほか、申立人の夫も、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳の期間満了までのすべての期間について、申立期間②を除き、保険料を完納していることから、夫婦二人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、20歳に国民年金に加入して以来、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てしているところ、申立期間①については、夫の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間は夫婦二人共に納付済みであり、申立人は、前後を通じて、住所変更も生活状況等の変化も無かったと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年6月まで  
② 平成6年10月から8年9月まで

私は、昭和48年3月に会社を退職する際、総務担当者から厚生年金保険の脱退手当金の説明を受け、「脱退手当金をもらうより、後に年金として受給する方が良い、国民年金には加入しておきなさい。」との助言があったので、退職後すぐにA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。

昭和48年3月及び同年4月から同年9月までの保険料を納付した市役所の領収書があるのに、社会保険事務所では、上記期間①は、記録上、任意加入被保険者の未加入期間となっていることを理由に、過誤納として保険料を還付すると言われた。保険料を納付したことは間違いがないのに、納付済み記録が訂正されないのは納得できない。

また、夫が会社を退職した昭和57年7月以降に、未納期間があったので、25年になるように納めなければいけないと思い、平成10年9月ごろ40万円ぐらいの現金を持って市役所に相談に行ったところ、窓口の職員が、「今から60歳まで納めても25年に30か月足りない。2年間さかのぼれるだけさかのぼってもまだ足りない。2年分は今ここで現金で一括で納めることができるので納めてください。」というので、その場で2年分の保険料およそ30万円を現金で納め領収書もらった。このときの領収書は、家を建て、物を整理したときにほかの領収書などと一緒に処分してしまったが、確かに市役所の窓口で支払ったのに、上記期間②が未納扱いとされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和48年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、夫婦二人共に、申立人の夫が会社を退職した同年7月20日に強制加入被保険者の資格を取得したことがA市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間①は、記録上、任意加入被保険者の未加入期間であることが分かる。

一方、申立人は、A市役所が発行した昭和48年3月分の保険料及び同年4月から同年9月までの保険料の2つの領収証書を所持しており、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことは明らかである。また、過年度保険料を徴収できない市において昭和48年3月分の保険料の納付書が発行されていることをみると、発行日は少なくとも現年度保険料の納付期限である同年4月以前であったものと考えられる。

また、申立人は、会社を退職した昭和48年3月に国民年金の加入手続を行った経緯について、当時の状況を詳細かつ明瞭に陳述しており、その内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、当該領収証書をみると、本来記載されるはずの年金記号番号のうち「番号」の記載漏れが認められるほか、申立期間①直後の昭和48年7月から同年9月までの保険料については、当該領収証書のほかに申立人の所持する年金手帳により、同年7月から同年12月までの検認記録が確認できたとして、平成20年7月に重複納付による還付処理が行われるなど、当時の市役所における事務的過誤が目立つ。

これらの点を考え合わせると、申立人は、申立てどおり、会社退職後の昭和48年3月に国民年金の任意加入手続を行ったものとみるのが相当である。

次に申立期間②について、申立人は、平成10年9月ころ、6年10月から8年9月までの2年分の保険料を市役所の窓口において一括で支払ったと申し立てているが、10年9月の時点において、申立期間②のうち、8年7月以前の保険料は、時効により納付することができない。

また、過年度保険料については、基本的に市役所の窓口で直接納付することはできないものと考えられる。

さらに、申立人に申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑧のうち、平成元年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額（24万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成元年8月及び同年9月の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成元年8月及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④及び⑤について、B社における申立人の資格取得日は昭和61年8月1日、資格喪失日は62年9月1日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月24日から同年8月13日まで  
② 昭和36年5月11日から54年10月1日まで  
③ 昭和54年10月1日から61年3月1日まで  
④ 昭和61年8月1日から同年8月11日まで  
⑤ 昭和62年9月1日から同年9月5日まで  
⑥ 昭和62年9月17日から同年10月1日まで  
⑦ 平成元年3月26日から同年4月1日まで  
⑧ 平成元年3月30日から6年12月25日まで

申立期間①はC社で勤務していた。当時は三交代で勤務しており、給与額が残業代を含めて2万円前後であったと記憶しているのに、標準報酬月額が1万2,000円とされていることに納得がいかない。

申立期間②はD社で勤務し、昭和37年4月からは毎年4月に300円前後昇給し、49年以降は毎年4万円前後昇給していたと記憶しており、4月昇給であるのに10月に標準報酬月額が上がっていることに納得がいかない。

申立期間③はE社で勤務し、毎年4月に昇給していたのに10月に標準報酬月額が上がっていることに納得がいかない。

申立期間④及び⑤はB社で昭和61年8月1日から62年9月1日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が61年8月11日から62年9月5日までとされていることに納得がいかない。

申立期間⑥及び⑦はF社で昭和62年9月から平成元年3月25日まで勤務していた。入社の際、会社は社会保険の手続は62年10月から行うと言っていたのに同年9月の年金記録があるのは納得がいかず、また、平成元年3月の保険料を控除されているにもかかわらず加入記録が無いことにも納得がいかない。

申立期間⑧は、平成元年3月30日から6年12月25日までA社で勤務していたが、元年3月分の保険料を控除されていないのに加入記録があることに納得がいかず、また、6年12月の保険料を控除されているのに加入記録が無いことにも納得がいかない。さらに、平成元年5月から同年9月までの保険料が本来の所定額よりも多く控除されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧のA社での標準報酬月額について、申立人提出の給与明細書等から、当時の同社の保険料控除方式は当月控除方式であったと認められるところ、当該給与明細書をみると、平成元年5月から同年9月までの厚生年金保険料は、社会保険庁の記録における厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額(18万円)に基づき算出される1万1,160円ではなく、同年5月は1万3,600円、同年6月は1万3,640円、同年7月から同年9月までは1万4,880円を控除されていることが確認できる。

また、申立人提出の給与明細書に基づき平成元年5月から同年7月までの3か月間の給与の平均額に係る標準報酬月額を試算すると、24万円であり、資格取得時の標準報酬月額(18万円)に比べ4等級の差が生じていることから、制度上は同年8月に随時改定の手続が行われるべきであったと認められるところ、申立人に係る被保険者記録みると、同年10月の定時決定まで標準報酬月額が資格取得時の標準報酬月額(18万円)のままとなっており、同年8月に事業主による月額変更届が行われていないことが推認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、平成元年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額(24万円)に相当する保険料を給与から控除されていたと認められることから、申立期間⑧のうち、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、平成元年8月及び同年9月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記のとおり、申立人提出の給与明細書をみると、平成元年5月、6月及び7月に係る保険料控除額についても、本来の控除額(1万1,160円)よ



り多く控除されているのが確認できる。しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し記録訂正の可否を判断することとなるところ、申立人の標準報酬月額として認定される額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

次に、申立人は、平成6年12月の保険料を控除されているのに当該月の加入記録が無いことに納得がいかないと陳述しているが、申立人は、同社には元年3月30日から6年12月25日まで勤務していたと陳述している上、雇用保険の記録（元年3月30日に資格を取得、6年12月25日に離職）及び社会保険庁の記録（元年3月30日に資格を取得、6年12月26日に資格を喪失）とも申立人主張の勤務期間と一致していることが確認でき、同年12月25日から7年1月1日までの期間については、当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

また、申立人は、平成元年3月の保険料は給与から控除されていなかったのに資格を取得しているのは間違いではないかと陳述しているが、上記のとおり、申立人主張の入社日と雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の資格取得日が一致しており、同社は、申立人の資格取得日を同年3月30日と届け、同年3月分の保険料を社会保険庁に納付したと認められることから、記録訂正する必要は認められない。

次に、申立人はC社における申立期間①の標準報酬月額については、当時は三交代で勤務しており、給与額が残業代を含めて2万円前後であったと記憶していると申し立てしているところ、事業所からは、賃金台帳等は破棄しているため、申立人の当時の給与額や支払報酬額は不明であるとの回答があり、当時の申立人に係る報酬額を確認することはできなかった。

また、申立人からも給与明細書等の提出は無く、事業所別被保険者名簿において、申立人とほぼ同年代で同時期に資格を取得している複数の同僚を抽出し、標準報酬月額を照査したところ、申立人と同様の9等級（1万2,000円）であることが確認できた。

さらに、仮に昭和34年5月、6月及び7月の3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていたとしても、それを踏まえた随時改定は同年8月から適用されることとなるところ、申立人は同年8月13日に資格を喪失していることから、申立期間に係る標準報酬月額は資格取得時に届け出られた額が適用されることになっており、不合理な点は無い。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額（2万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等

も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額（2万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立人は、D社で勤務していた申立期間②の期間において、昭和37年4月からは毎年4月に300円前後昇給し、49年以降は毎年4万円前後昇給していたと記憶していると陳述しているところ、申立人からは給与明細書等の関連資料の提出は無く、また、事業所からも賃金台帳等の関連資料が保存されていないため、当時の申立人の給与額、給与昇給時期、標準報酬月額等については不明であるとの回答があり、昇給額等について確認することはできず、申立人主張の標準報酬月額の差異等について検証することはできなかった。

なお、申立人が同年代で同時期に入社したと申し立てている同僚や事業所別被保険者名簿から申立人とほぼ同時期に資格を取得している同僚について、昭和49年以降の標準報酬月額推移をみると、申立人とほぼ同様の昇給曲線となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、E社で勤務していた申立期間③の期間において、毎年4月昇給なのに10月に標準報酬月額が上がっていることに納得がいかないと申し立てているところ、申立人提出の昭和56年3月分及び同年4月分、並びに翌57年3月分及び同年4月分の給与支給明細書をみると、固定的賃金の変動は確認できなかった。

また、昭和56年5月分及び57年5月分の給与支給明細書をみると、固定給の昇給が確認できるものの、制度上、随時改定の対象となっている標準報酬月額における2等級以上の差は確認できなかった。

さらに、昭和54年10月から55年5月までの期間、57年8月から60年9月までの期間及び同年11月から61年3月1日までの期間については、申立人から給与明細書等の関連資料の提出は無く、当時の役員からは、申立人の標準報酬月額及び賃金等については関連資料が保存されていないため不明であるとの回答があり、申立人の給与額、昇給時期等について確認することができず、申立人主張の標準報酬月額の差異等について検証することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間④及び⑤について、申立人は、B社で昭和61年8月1日から62年9月1日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が61年8月11日に資格を取得、62年9月5日に資格を喪失となっており日付が異なっていると申し立てしているところ、雇用保険の記録においても、61年に8月11日に資格を取得、62年9月4日に離職となっていることから、事業主は、社会保険庁の記録どおりの資格の取得及び喪失に係る届出を提出したものと認められる。

しかし、採用日についてみると、申立人提出の同社発行の給与辞令をみると、昭和61年8月1日に発令されていることが確認できるほか、申立人提出の雇用保険受給資格者証にも「昭和61年8月1日就職」との記載が確認できる上、退職日については、申立人提出の62年分の給与所得源泉徴収票において、「退職日昭和62年8月31日」との記載が確認できることから、事業主が申立人の資格の取得及び喪失に係る届出において日付を誤ったと認められる。

これらのことから、申立人の同社における資格取得日は昭和61年8月1日、資格喪失日は62年9月1日と認められる。

次に、申立期間⑥及び⑦のF社に係る申立てについては、当時の事業主は住所不明のため、当時の具体的事情等を聴取することはできなかったものの、申立人は昭和62年9月（日付は不明）に入社し、平成元年3月25日に退職したと陳述している上、雇用保険の記録においても、昭和62年9月17日に資格を取得、平成元年3月25日に離職となっており、社会保険庁の厚生年金保険の記録と一致していることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の手続は適正に行われたものと認められる。

よって、申立人は、会社は社会保険の手続は昭和62年10月から行うと言っていたのに同年9月の年金記録があるのは納得がいけないと陳述しているが、上記のとおり、申立人主張の入社日と雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の資格取得日が一致しており、同社は、申立人の資格取得日を同年9月17日と届け、同年9月分の保険料を社会保険庁に納付したと認められることから、記録訂正する必要は認められない。

また、申立人は、平成元年3月の保険料を控除されているにもかかわらず加入記録が無いことにも納得がいけないと陳述しているが、申立人提出の給与明細書等から、当時の同社の保険料控除方式は当月控除方式であったと認められるところ、当該給与明細書をみると、資格喪失月である平成元年3月分についても保険料控除していることが確認でき、同社の事務的過誤が原因と考えられるところ、上記のとおり、同年3月26日から同年4月1日までの期間については、当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年1月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年1月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和37年1月から同年4月までは1万4,000円、同年5月から同年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月26日から38年1月4日まで

私は、昭和37年1月25日に前勤務先を退職し、翌日にA社に就職した。申立期間を含め38年6月10日まで勤務し、その間、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料を給与から控除されていたことを鮮明に記憶しているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人主張のA社に照会したところ、同社から、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」の提出があり、これら申立人の資格の取得及び喪失に係る通知書をみると、申立人は、A社において、申立てどおり、昭和37年1月26日付けで資格を取得し、38年1月4日付けで資格を喪失していることが確認できる。

そこで、A社に係る当初の事業所別被保険者名簿をみると、申立人の被保険者資格の得喪の記録は、上記の届出のとおりに登載されていることが確認できるものの、書き換え後の事業所別被保険者名簿には未登載となっており、事業所別被保険者名簿の書き換えの際の事務的過誤により記録が失われたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、事業主（A社）は、申立てどおり、申

立人が昭和 37 年 1 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38 年 1 月 4 日に資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に行ったと認められる。

また、標準報酬月額については、同事業所別被保険者名簿に記載のとおり、昭和 37 年 1 月から同年 4 月までは 1 万 4,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から43年10月までの期間及び45年9月から46年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から43年10月まで  
② 昭和45年9月から46年1月まで

私は、結婚した昭和40年5月にA市で国民年金保険の加入手続きを行い、保険料の支払いは、初回は国民健康保険の保険料と同時に納付を行い、その後は市役所の窓口で支払っていた記憶がある。その後、同年12月にB市に転居し、41年3月にはC市に転居した。B市からC市に転居してしばらくして口座振替を利用するようになるまでは、集金人に支払ったことや市役所に支払いに行った記憶がある。私は、年金や保険の支払いは重要だと思っていたのできっちりと支払っていたし、C市に移ってからは、母の年金保険料も支払っていた。仕事を辞めて厚生年金保険でなくなる度に、役所に手続きに行き国民年金保険料を支払っていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和40年5月11日の婚姻後に国民年金に加入し国民年金保険料を納付し、また、厚生年金保険から脱退する都度、大体は夫婦一緒に役所に出向き必要な手続きを行い、保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号払出日は昭和47年9月30日であることが確認でき、この時点において、申立期間①の保険料は制度上納付することができず、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は現年度納付を主張しており、過去の保険料をさ

かのぼってまとめて納付したとの記憶は無いとしている。

そこで、申立期間①及び②の保険料納付を可能とする別の手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間当時の住所地を管轄していた社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したほか、各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

また、申立人は厚生年金保険から脱退する都度、国民健康保険と国民年金について必要な手続を行っていたと申し立てているが、申立期間とも重なる婚姻後の昭和40年5月から46年1月までの期間についてみると、申立人は6回、その妻は7回にわたり資格の取得届及び喪失届並びに種別変更届を行う機会があったところ、その当時居住していた市（計3か所）において調査しても、かかる手続が行われたことはうかがえず、また、これら市を管轄する2か所の社会保険事務所でも該当する記録は確認できず、申立人に係る国民年金の加入記録として確認できたものは、C市における手帳記号番号払出後の昭和47年度からの記録のみであるなど、申立内容とは符合しないほか、これら関係する3市及び2社会保険事務所が、これらのいずれの機会においても申立人の記録を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人がC市に転入した昭和41年3月以降の国民健康保険の加入履歴を調査しても、申立人の加入日は47年7月1日となっており、それ以前の記録は確認されない。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私の両親は、昭和40年4月以降、43年3月に学校を卒業して、同年4月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金に任意加入してくれた。私が結婚して実家を出て行く時に、国民年金手帳を受け取った。

年金保険料を両親が納付してくれていたか否かについては、父母とも故人のため不明であるが、私の記憶では「国民年金に入れてやった」と聞いたので、保険料を納付してくれていたと思うのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和40年4月に払い出されているが、保管区分欄に「取消」の押印があり、また、申立人の前後の番号において20年4月生まれの者が多くみられること、いったん、払い出された後に取消しとなっている者がかなり認められることなどから、申立人の手帳記号番号は、昭和40年度に実施された特別適用対策により払い出されたものの、学生であることが判明し取り消されたものと考えられる。

また、申立人所持の国民年金手帳（昭和40年9月7日発行）をみると、国民年金印紙検認記録欄については、申立期間を含む昭和40年度から45年度のすべてのページについて検認の押印は無く、印紙検認台紙についても、まったく印紙の貼り付けが無い状態のまま切り取られずに残っているなど、年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、別の手帳記号番号払出しの可能性について、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡



も見当たらなかった。

加えて、申立人は、納付に直接関与していないほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から51年12月まで

私は、義兄に国民年金に入っておいた方が良いと勧められ、夫が昭和55年1月に夫婦の国民年金について相談するためA市役所に出向き、60歳まで納付すれば国民年金がもらえるようになるとの説明を受け、その際に提示された金額を一括納付した。その金額は約30万円ぐらいであったと記憶している。

平成7年12月に納付期間が不足しているとの指摘を受け高齢任意加入を行い、平成10年12月まで納付した。

昭和55年に支払った内訳が分からないが、60歳で国民年金がもらえるように同年の時点で必要な手続を行ったはずであり、申立期間の納付記録が漏れていると思う。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭和44年12月15日に夫婦連番で払い出されているが、申立人及びその夫の欄には「不在」、「判明」との押印があるほか、市役所保存の被保険者名簿には「昭和46年3月19日、社保管理分」及び「昭和55年1月29日、社保復活」との記載があることから、申立人及びその夫の手帳記号番号は市役所により職権で払い出されたものの、不在のため、社会保険事務所において管理されていたところ、55年1月29日に復活したものと推認され、この時期は同年1月ごろに申立人の夫が年金相談のため市役所に出向いたとする申立内容と符合している。

一方、申立人は昭和55年6月ごろに、市役所での年金相談において提示された金額（約30万円）を現金で一括納付したと申し立てしているところ、この一括納付したとする時点は第三回特例納付の実施期間に当たるため特例納付

することは可能であったものの、申立期間を含むすべての期間を特例納付するには61万2,000円必要であり、納付したと申し立てている納付金額と大きく異なっている。

また、申立人が昭和55年1月に年金相談をした際に、市役所職員から受領したとする年金相談票の記載内容をみると、申立人及びその夫が年金を満額受給するために必要な場合の納付月数及び金額と、最低受給資格期間である25年を満たすために必要な納付月数及び金額とに分けて試算されている。

さらに申立人及びその夫がそれぞれ最低受給資格期間を満たすために必要な月数分のみを納付したとすると、昭和54年度分の保険料を現年度納付し、昭和52年1月から54年3月までの分を過年度納付し、さらに、申立人のみが39年4月から42年4月までの期間の保険料を特例納付することになり、その合計額は35万3,920円となり、ほぼ申立人が納付したと申し立てている金額と符合するほか、この納付形態は社会保険庁の納付記録とも一致することから、申立人は、市役所での年金相談を踏まえ、受給資格期間を満たすために必要な最低月数分のみを納付したものと考えるのが相当である。

加えて、申立人は60歳となった時点において受給資格期間が不足していたため、3年間高齢任意加入したと申し立てているところ、これは申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立人の受給資格期間に算入される国民年金制度発足後の昭和36年4月から39年3月までの3か年分(合算対象期間)が合算されなかったためと考えられる。

このほか、昭和55年6月ごろに申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から62年3月まで

私は、昭和59年1月当時は学生であったが、母親が国民年金には加入しておいた方が良くとして、私の国民年金の加入手続と62年4月に就職するまでの保険料を納付してくれていた。母親は既に死亡しており、保険料納付を裏付ける書類等は何も残っていないが、私の国民年金の加入手続を行い保険料をきちんと納めていたことは鮮明に記憶しているので、申立期間についての保険料納付記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月ごろに、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿の調査や氏名の別読み検索によっても、申立人が申立期間当時に被保険者資格を取得したことを示す手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

また、国民年金の加入手続及び保険料の納付について申立人自身は直接関与していない上、加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をめぐる事情等について具体的な供述は得られず、このほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの期間、同年10月から42年8月までの期間及び43年3月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年3月まで  
② 昭和41年10月から42年8月まで  
③ 昭和43年3月から52年12月まで

私は昭和41年にA市で国民年金に加入し、保険料を6か月だけ納付し、その後支払っていなかった。昭和53年7月ごろにB市役所から特例納付の案内通知が届いたので、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに20歳の時までさかのぼって未納となっていた保険料を特例納付した。この時の納付額は夫婦二人分で70万円から80万円ぐらいであり、私達にとっては高額であったため、妻の母から50万円を借り、残りを自分達で足して支払った。この時の領収書は残していないが、妻の母が当時50万円を貸してくれたことを証言するメモがある。

しかし、申立期間に係る国民年金保険料について納付した記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月ごろにB市役所からの特例納付の案内通知を受けて、妻が自身と申立人の夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人分の未納保険料を特例納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は第3回特例納付期間後の55年9月10日に妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は夫婦二人分の特例納付額は70万円から80万円ぐらいであったと申し立てているが、昭和53年7月から始まる第3回特例納付期間中に未納保険料を納付した場合の納付額は夫婦二人分で100万円以上となり、申立金

額とは大きく相違する。

なお、申立人には、昭和 41 年 5 月に A 市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人の特殊台帳を見ると、50 年 10 月に不在被保険者になっていることが確認できることから、当該手帳記号番号により申立期間の保険料が特例納付されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料について特例納付を行ったとする事情を汲み取ろうとしたが新たな事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1861

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から52年12月まで

私は20歳からずっと国民年金には加入していなかったが、昭和53年7月ごろにA市役所から特例納付の案内通知が届いたので、私が夫の分と併せて国民年金の加入手続を行うとともに、20歳の時までさかのぼって未納となっていた保険料を特例納付した。この時の納付額は夫婦二人分で70万円から80万円ぐらいであり、私達にとっては高額であったため、母から50万円を借り、残りを自分達で足して支払った。この時の領収書は残していないが、母が当時50万円を貸してくれたことを証言するメモがある。

しかし、申立期間に係る国民年金保険料について納付した記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月ごろにA市役所からの特例納付の案内通知を受けて、自身と夫の夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人分の未納保険料を特例納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は第3回特例納付期間後の55年9月10日に夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は夫婦二人分の特例納付額は70万円から80万円ぐらいであったと申し立てているが、昭和53年7月から始まる第3回特例納付期間中に未納保険料を納付した場合の納付額は夫婦二人分で100万円以上となり、申立金額とは大きく相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料について特例納付を行ったとする事情を汲み取ろうとしたが新たな事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は、昭和47年3月から53年3月まで国民年金に任意加入して保険料を納付していたが、同年4月に長男が幼稚園に入園したため生計が苦しくなり、同年4月にA市役所で任意加入の資格喪失手続を行うと同時に免除申請を行った。

免除申請手続をしてから約半年後に市役所から免除の承認に関する通知が届き、翌年度も同様の免除申請手続を行い、市役所から同様の通知を受け取ったが、当該通知は2枚とも無くしてしまった。

申立期間の保険料について申請免除が認められたにもかかわらず、未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に、任意加入の資格喪失手続と同時に昭和53年度の免除申請を行い、翌年度も同様の免除申請手続を行ったと申し立てているところ、申立期間中、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿により、申立人が昭和53年4月2日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。このため、申立人は申立期間において被保険者資格が無い上、任意加入被保険者は、制度上保険料の免除制度の適用を受けない。

このほか、申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から52年5月まで

私は、学校在学中の昭和46年10月ごろ、A市役所B出張所へ国民年金の加入手続に行った。その時、窓口の市職員から学生は納付義務が無いと説明されたが、父から国民年金に加入するように言われていたので、入りたいと主張して加入手続を行った。

私がA市に在住していた間の私の国民年金保険料は主に父が納めてくれていた。私自身がB出張所で保険料を納付したことが2、3回あると思うが時期は覚えていない。その時の保険料は、一月当たり1,000円ぐらいだったと思う。

昭和52年に結婚しC市に転居したが、61年3月まで父が私の保険料を負担してくれ、その保険料は私が金融機関で納付していた。この間もずっと付加保険料を支払っていたので、付加保険料はA市で加入した時から支払っていたと思う。

申立期間については、付加保険料も併せて納めているはずなので納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月ごろに自身がA市役所B出張所に出向き、国民年金の加入手続を行い、それ以後、昭和52年に結婚してC市に転居するまでの間の申立人の保険料を主に申立人の父が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の記録をみると、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したのは、昭和52年6月15日であることが特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿の双方により確認できる。

ところで、国民年金の被保険者は国民年金手帳記号番号の払出後でなければ

保険料を現年度納付することができず、また、任意加入者は制度上、資格取得前の保険料を納付することができないことから、申立人は、この手帳記号番号を使用して昭和 52 年 5 月以前の保険料を納付することができない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について調査したところ、申立人が現在所持する手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和 51 年 7 月に払い出された後、取り消されていることが確認できる。

また、上述の別の手帳記号番号でも、申立期間の一部期間については、現年度納付することができず、制度上、時効により納付できない期間も含まれている。

さらに、申立人に対して番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対してほかの手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、加入手続後時期は不明であるが、自ら 2、3 回、市役所出張所に出向き、付加保険料を含めて一月当たり 1,000 円程度の保険料を納付したと思うとしているところ、A 市では、同出張所で保険料の収納が開始されたのは昭和 49 年 4 月以降であったとしており、また、付加保険料を含めた申立期間の保険料額は順次変動しており、いずれも申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの期間、59年4月から61年3月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から同年12月まで  
② 昭和59年4月から61年3月まで  
③ 昭和62年10月から63年3月まで

私は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付するためにA市役所に行った時、市では納付できない期間の未納保険料があると市職員に言われたと、夫から聞いた。その後、その期間の納付書が社会保険事務所から送付されて夫が郵便局で納付したと思う。

申立期間のすべてについて、納付した時期や保険料額をはっきりと覚えていないが、夫が3回ぐらいに分けて郵便局で納付していたような記憶がある。

国民年金の加入手続や保険料納付は夫に任せていたが、申立期間の私の保険料は夫が納めているはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付手続は夫が行っていた。また、未納と記録されている申立人の昭和57年10月から同年12月までの期間（申立期間①）、59年4月から61年3月までの期間（申立期間②）及び62年10月から63年3月まで（申立期間③）の期間の保険料はすべて夫が郵便局で納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、この夫の申立期間①、②及び③の各期間に係る保険料は未納となっている。

また、申立期間①と申立期間②の間に当たる昭和58年1月から59年3月までの期間の申立人及びその夫の保険料は、60年4月に過年度納付されている

ことが両者の特殊台帳により確認でき、この過年度納付がなされた時点においては、申立期間①の保険料は制度上納付することができない。

さらに、申立期間②と申立期間③の間に当たる昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間の申立人の保険料は 63 年 7 月に、61 年 7 月から 62 年 9 月までの期間の申立人及びその夫の保険料は 63 年 10 月に、いずれもそれぞれが納付可能な時点までさかのぼって過年度納付されていることが両者の A 市の被保険者台帳により確認でき、この過年度納付がなされた時点においては、申立期間②の保険料は制度上納付することができない。

加えて、申立人及びその夫に係る市の台帳の保険料納付状況欄には、申立期間①、②及び③の各保険料を納付したことを示す事蹟<sup>じせき</sup>は無く、申立人の夫に係る同台帳の昭和 59 年度及び 60 年度の保険料納付状況欄には「おさめられない」と記されている。この記述については、A 市では昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月までの期間の保険料が納付された 63 年 10 月時点では、制度上時効により過年度納付ができない期間であることを記したものであるとしている。

ところで、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 2 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名別読み検索を行ったが、申立人が現在所持している手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料の納付時期を覚えておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫は死亡しているため、当時の納付に関する状況は不明である。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成元年8月まで

私は、昭和60年12月末に勤務していた会社を退職して、A市で国民年金の加入手続をしたと思う。その後、主に銀行で国民年金保険料を毎月納めており、時々市役所でも納めたと記憶している。

私の性格からすると、支払わなければならないものについては、すぐに支払ったと思うし、当時は貯金もあったので、保険料を納められないはずはない。また、保険料を納められない事情があれば、免除の手続を行ったはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月末に退職後、国民年金の加入手続を行い、61年1月から平成元年8月までの国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てている。

ところで、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、前後の手帳記号番号の払出日から平成7年2月ごろと推定される。

しかし、この手帳記号番号によると、制度上、申立期間の保険料は納付できない期間となり、免除の申請もできない期間である。そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の記憶はあいまいであり、ほかに申立人の申立期間に係る保険

料が納付又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの期間、同年9月から44年5月までの期間及び同年7月から平成14年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで  
② 昭和41年9月から44年5月まで  
③ 昭和44年7月から平成14年12月まで

申立期間を通じて、夫が厚生年金保険に加入した時は、私は国民年金に加入し、夫が私の保険料を支払っていた。

昭和61年から62年までの1年間は生活保護を受給していたが保険料の免除がなされていない。生活が苦しいときは免除を申請し、支払える時は保険料を納付してきた。

領収書は残っていないが、保険料は支払っていたので未納とされていることに納得できない。ぜひ記録を納付済みと変更してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間①及び②について、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人は昭和44年6月26日に強制加入として新規に資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び申立期間②のうち、41年9月から同年12月までの国民年金保険料については、制度上納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする、申立人の夫の保険料納付をめぐる記憶は曖昧である。

次に、申立期間③についてみると、申立人は、夫の厚生年金保険資格喪失日と同日である昭和44年6月26日に国民年金資格を取得し、同年9月1日に夫の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、強制加入から任意加入に種別変更し、同年12月3日に資格を喪失していることが、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から確認でき、資格の喪失後、現在まで国民年金の資格を再取

得した形跡がうかがえないため、申立期間のうち44年12月から平成14年12月までの期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の保険料とともに自身の保険料を納付していたとする申立人の夫の昭和44年7月及び同年8月の保険料も未納となっている

さらに、申立人及びその夫は保険料額及び納付方法等の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

加えて、申立期間を通じ、旧姓を含む類似氏名検索及び夫の最初の手帳記号番号払出日の前後の期間における手帳記号番号払出簿の縦覧点検を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間を通じて国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

国民年金保険料の納付を始めたころに、A市役所又はB市役所から、国民年金保険料の支払済みの通知のようなはがきが1か月又は2か月の間に2回来た。

そのはがきのあて名をみると、正しくは「C」であるのに「D」と書かれていたので、市役所に電話で確認したところ、機械で読んでいるためにそうだったが、大丈夫ですと言われた。

保険料は口座振替で支払っていたが、昭和51年4月から53年3月までの期間が未納とされているのは、間違っただけで記録されているためではないか調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を始めたころに、市役所から保険料の納付済み通知と思われるはがきが名前を間違えて届いたことがあったため、申立期間について間違っただけで記録されていないか調べてほしいと申し立てている。

そこで、申立人が間違われていた名前としている「D」に関してB市、A市及び社会保険庁の国民年金に関する記録について確認したが、申立人の納付記録の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立人の国民年金保険料の納付状況についてみると、B市における被保険者台帳は他市町村へ転出後5年を経過した場合は廃棄される取扱いとなっているため、申立人の被保険者台帳は見当たらなかったが、転出先であるA市の納付記録をみると申立期間について未納となっていることが確認できる。

また、特殊台帳から昭和52年度の保険料について53年度に社会保険事務所

が催告を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付の始期及び申立期間における保険料の納付についての記憶も曖昧である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、旧姓を含む氏名の別読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から48年3月まで

私の妻は、国民年金の加入手続後、昭和48年8月から10月までの間に夫婦二人分の未納となっていた保険料をまとめて<sup>そきゆう</sup>遡及納付した。

納付額は定かでないが、A市役所の窓口において納付したと記憶している。

納付手続時の状況は覚えていないが、<sup>そきゆう</sup>遡及納付したのはこの時期に行った一度限りである。

<sup>そきゆう</sup>遡及納付により保険料を完納したと思っていたにもかかわらず、申立期間について納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和48年8月から同年10月までの間に未納となっていた夫婦二人分の保険料をまとめて<sup>そきゆう</sup>遡及納付したとして申し立てている。

しかしながら、申立人が<sup>そきゆう</sup>遡及納付したとする時期は特例納付の実施期間ではないため、申立期間のうち昭和37年3月から46年6月までの期間についての保険料は制度上納付することはできない。

また、申立人夫婦は、<sup>そきゆう</sup>遡及納付したとする保険料額の記憶が定かでない上、<sup>そきゆう</sup>遡及納付するために必要な納付書の入手方法など納付に係る記憶は曖昧である。

さらに、当時、A市では現年度保険料以外は収納していなかったことが確認でき、申立人夫婦のA市の窓口で保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人夫婦が所持している昭和48年4月から52年3月までの期間、53年11月及び同年12月の領収書を見ると、すべて夫婦共に同一日に納付していることが確認できる。申立人の妻の国民年金の加入期間に当たる46年1月から48年3月までの期間について、申立人の妻も未納となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、国民年金の加入手続後、昭和48年8月から10月までの間に夫婦二人分の未納となっていた保険料をまとめて<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付した。

納付額は定かでないが、A市役所の窓口において納付したと記憶している。

納付手続時の状況は覚えていないが、<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付したのはこの時期に行った一度限りである。

<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付により保険料を完納したと思っていたにもかかわらず、申立期間について納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和48年8月から同年10月までの間に未納となっていた夫婦二人分の保険料をまとめて<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付したとして申し立てている。

しかしながら、申立人が<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付したとする時期は特例納付の実施期間ではないため、申立期間のうち昭和46年3月から同年6月までの期間についての保険料は制度上納付することはできない。

また、申立人夫婦は、<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付したとする保険料額の記憶が定かでない上、<sup>ぞきゅう</sup>遡及納付するために必要な納付書の入手方法など納付に係る記憶は<sup>あいまい</sup>曖昧である。

さらに、当時、A市では現年度保険料以外は収納していなかったことが確認でき、申立人夫婦のA市の窓口で保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人夫婦が所持している昭和48年4月から52年3月までの期間、53年11月及び同年12月の領収書を見ると、すべて夫婦共に同一日に納付していることが確認できるところ、申立期間については申立人の夫も未納となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から同年12月までの期間、46年3月、47年4月、同年9月、53年1月、同年7月、54年6月、同年12月から平成10年10月までの期間及び12年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から同年12月まで  
② 昭和46年3月  
③ 昭和47年4月  
④ 昭和47年9月  
⑤ 昭和53年1月  
⑥ 昭和53年7月  
⑦ 昭和54年6月  
⑧ 昭和54年12月から平成10年10月まで  
⑨ 平成12年5月から同年11月まで

婚姻後の私の国民年金保険料は妻が納付してくれていたと聞いており、妻は納付済みとなっているのに私の記録のみが未納とされていることに納得できない。

厚生年金保険との合間の期間である国民年金被保険者期間の合計は、自分では7年程度と把握していたが、国民年金の納付済期間が約1年半となっており、それは少なすぎると思う。具体的な記憶は無いが国民年金保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の国民年金保険料は申立人の妻が納付してくれていたと聞いており、妻は納付済みとなっているのに自身の記録のみが未納とされていることに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立期間①から④についてみると、申立人の手帳記号番号は昭和

50年11月13日に払い出されていることが確認でき、この場合申立期間①から④については、制度上保険料が納付できない期間となる。

次に申立期間⑨についてみると、申立人の妻は申請免除期間となっているが、妻は自身の免除申請手続きのみを行い申立人の免除申請は行っていないと陳述している。

また、申立期間を通じて申立人は、保険料納付に関してはすべて妻に任せていたとしており、納付に非関与であるとともに国民年金への加入手続時の状況についての記憶も曖昧であり、保険料を納付していたとする申立人の妻も、保険料納付の際必要であった度重なる厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きに関する記憶は無いと陳述している。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の保険料を納付した際は、その都度すべての領収書を申立人に渡していたとするところ、申立人が現在所持する領収書は、納付記録が納付済みとなっている昭和50年7月から51年9月までの期間に係るもののみである。

加えて、申立期間は9回の合計243か月に及び、さらに申立期間以外にも複数の未加入期間があり、これだけの回数<sup>あいまい</sup>の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

このほか、別の手帳記号番号が払い出されていないかを調査したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間にかかる国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成2年3月まで

A品店をしており、B金融機関から国民年金への加入を指導され、元妻と共にC国民年金事務組合に加入した。

保険料は、B金融機関から毎月集金に来ており、元妻が夫婦二人分の保険料をずっと納めていた。

元妻に納付の記録があり、私に納付の記録が全く無いということは到底納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号の払出状況についてみると、申立人の手帳記号番号は、昭和39年7月31日に元妻と連番で払い出されているものの、その直後に元妻と共に資格を取消されていることが確認できる。

また、D市、C国民年金事務組合及び社会保険庁のいずれにおいても申立人の国民年金への加入記録は見当たらず、国民年金には未加入であるため国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金への加入当初から年金手帳を保有した記憶は無いとしており、自身が保険料を納付するようになったとする、昭和56年10月以降の保険料の納付をめぐる記憶も曖昧である。

加えて、昭和56年9月までは申立人の保険料を納付していたとする元妻は、申立人の保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私が、昭和36年7月に結婚した際、夫(当時、以下同じ。)と義母と共に国民年金に加入し、集金に来ていた女性に保険料を納付していた。

加入手続は父か義母がしてくれたと思う。

保険料は私が、夫と義母と私の3人分を3か月に一度来ていた集金人に納付していた。また、義母の分については昭和36年4月から39年3月ごろまでの間は私が納付していた。当時の保険料額は1人300円から500円ぐらいだったと記憶している。年金手帳は無くしてしまったが、納付していたので納付期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、申立人の夫及び義母と連番で昭和41年6月1日に払い出されていることが確認でき、この場合、36年4月から39年3月までの期間は、制度上保険料を納付することができず、同年4月から41年3月までの期間は過年度納付することとなるが、申立人は集金人に納付していたと陳述している。また、申立人は、国民年金への加入手続に関与しておらず、加入時期についての具体的な陳述は得られない。

また、申立人の夫は、国民年金の納付済期間のうちの昭和41年4月から同年9月までの期間を除き、36年12月25日に払い出された年金手帳により現年度納付していることが確認できるが、申立人の手帳記号番号では当該期間について現年度納付することはできない。一方、申立人の義母については申立人が納付していたとする期間に当たる同年4月から40年3月までの期間は未納であることが確認でき、申立期間について申立人の義母及び夫の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間は8年度、延べ93か月と長期に及び、通常行政側がこれだけの期間誤りを継続するとは考え難い上、申立人は、申立期間以外にも234か月の未納期間がある。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、氏名の別読み検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで

A業をしていた会社の労務担当者に勧められて、昭和50年1月ごろ、自分で市役所へ行き、国民年金に加入するとともに、付加年金にも加入した。

保険料は、会社の労務担当者に預けて、納付してもらっていた。

年金手帳に初めて被保険者となった日が昭和50年1月16日と記入されているのに、申立期間が未加入で国民年金保険料及び付加保険料が納付されていないとされることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入記録についてみると、手帳記号番号の払出日は昭和51年1月6日であり、B市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも、同年1月16日に任意加入者として国民年金の資格を取得していることが確認できるが、任意加入の場合は加入手続を行った日からさかのぼって国民年金の被保険者となれないため、制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、B市国民年金被保険者名簿によると、申立人の付加保険料の納付申出日は、昭和51年1月16日であり、付加保険料は納付申出日からさかのぼって納付することはできないため、申立期間の付加保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の前後の手帳記号番号を有する任意加入被保険者の資格取得日は、いずれも申立人と同一の昭和51年1月16日であり、同月から納付が開始されていることが確認できることから、同日を申立人の資格取得日とするB市及び社会保険庁の記録に矛盾はみられない。

加えて、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料納付について

の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらず、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」及び「初めて被保険者となった日」は、本来、昭和51年1月16日と記入すべきところ、誤って50年1月16日と記入されたものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年2月まで

昭和57年9月ごろ、当時学生だった私の国民年金加入手続を父がA市役所で行い、保険料も父がA市役所で納付していた。

父は高齢で当時のことをあまりよく覚えていないようだが、私が結婚のために会社を退職し入籍まで1か月しかなかったにもかかわらず、父が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれたのを覚えている。

父は国民年金の重要性を常々言っていたので、未納期間があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和61年8月9日に払い出されていることが確認でき、この場合、57年9月から59年6月までの期間の保険料は、制度上納付することはできず、同年7月から60年2月までの期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことはないと陳述している。

また、申立人は、昭和61年8月9日に強制被保険者として初めて国民年金に加入していることが、申立人の所持する年金手帳から確認でき、これはA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録とも符合するため、この時期に加入手続を行ったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父の記憶もあいまいであるため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかの汲むべき事情を見いだすこともできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓による氏名の

別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当た  
らなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかが  
わせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金  
保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年9月までの期間、39年6月から43年3月までの期間、60年4月から同年9月までの期間及び平成3年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から38年9月まで  
② 昭和39年6月から43年3月まで  
③ 昭和60年4月から同年9月まで  
④ 平成3年6月

私は、65歳になる前の平成19年1月11日におよその年金額を尋ねにA市にある社会保険事務所に行った。年金の納付月数を教えてもらったところ、自分が思っていた月数と違っていたので、納付月数の調査依頼をした。社会保険事務所の回答は、申立期間の記録は確認できなかったとのことであった。

申立期間①及び②は元妻が納付していたと思う。また、③及び④の期間は、現妻が納付していたはずであるので、未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻と結婚した昭和37年3月以降、47年9月に離婚するまでの国民年金加入期間の保険料については元妻が、現妻と結婚した49年9月以降の国民年金加入期間の保険料については現妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和43年4月30日に元妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において申立期間①及び申立期間②のうち、39年6月から40年12月までの期間の保険料は、制度的に納付することができず、41年1月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。しかし、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、元妻が申立人の国民年金加入手続を行った時期や過去の未納保険料をま



とめ払いしたかどうかは不明である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、別の手帳記号番号は見当たらず、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

次に、申立期間③についてみると、同期間直前の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を 62 年 1 月 31 日に過年度納付し、申立期間③直後の 60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の保険料を制度的に支払える期限の同年 12 月 28 日に過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間③と重なる期間の申立人の現妻の納付記録をみると、未納となっており、ほかに、申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立期間④についてみると、平成 3 年 9 月 11 日に国民年金資格喪失届出を行い、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 7 月 1 日にさかのぼって資格を喪失していることが A 市の被保険者名簿から確認できる。

このことから、申立人は平成 3 年 8 月分まで現年度納付することが可能であったことが分かるが、厚生年金保険加入期間と重複する同年 7 月及び同年 8 月の分については、納付を主張しておらず、また、申立期間④と重なる期間の申立人の現妻の納付記録をみると、未納となることが分かる。

また、申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年9月まで

私は、54年4月ごろ、父に国民年金の制度を教えてもらい、A市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間当時は、私が、A市役所に行き、毎年、1年分の保険料を納付書で前納した。過去の年度の保険料をさかのぼって支払ったことは無い。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月ごろに国民年金に加入し、以後毎年1年分の保険料を前納したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に払い出された同手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から昭和61年1月29日から同年2月14日までの間であることが確認でき、また、A市に残存する同手帳記号番号払出簿をみると申立人の同手帳記号番号払出日は同年1月30日と記載されていることから、申立人の加入届日は、同年1月29日ないし同年1月30日と推定でき、申立内容と符合しない。

さらに、国民年金加入時点では、申立期間のうち昭和54年4月から58年9月までの期間の保険料は制度上納付することができず、同年10月から59年9月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、過去の未納保険料をさかのぼって納付したことはないと陳述している。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から58年8月まで

私は、昭和52年12月、A市役所で転入届の手續と併せて国民年金の手續をした。A市に転居して自営業を始めたこともあり、転居時から国民年金保険料を支払っていた記憶がある。

B市役所とA市役所のどちらかはっきりしないが、手續時に窓口で保険料を支払い、以後、市役所から納付書が送られてきて、私や妻がA市役所の窓口か銀行に行った時に3か月分ぐらいの保険料を納付していた。保険料は夫婦二人分を一緒に支払うことが多かったが、私の分だけを支払うこともあったと思う。

昭和62年に転居した際に書類を整理して納付書は紛失したようだが、昭和52年度から54年度の確定申告書の写しが残っていて、社会保険料控除として年金の記録がある。

申立期間について、納付記録が無いのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年7月から1年半後の52年12月にA市役所で国民年金再加入の手續を行い、以後、国民年金保険料を納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の年金加入記録をみると、申立人は昭和51年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから58年9月3日に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間は年金未加入であったことが確認できる。

また、A市には申立人に係る被保険者名簿が存在せず、申立人が国民年金に再加入手續を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳をみると、申立人の厚生年金保険被保険

者資格の取得及び喪失に伴う種別変更の記載が無く、また、市役所の窓口で手続が行われていれば記載されるべき住所変更の記載が無いことが確認でき、昭和52年12月に夫婦一緒にA市役所の窓口で手続をしたという陳述と符合しない。

以上のことから、昭和52年12月時点において、A市は、申立人が国民年金の強制被保険者であることを把握しておらず、以後、申立人が強制被保険者であることをA市が把握できる事情も見当たらないことから、A市では申立人に納付書が発行されていないと考えられ、A市の発行する納付書で保険料を納付していたという申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人が所持する確定申告書の写しをみると、社会保険料控除として年金額の記載がみられるが、その額は、申立期間当時に申立人が納付したとする保険料の合計額に申立人の妻が納付した保険料の合計額を合算した金額と大きく異なっていることが分かる。

加えて、申立人は、昭和52年12月にA市役所で国民年金の手続をした時、国防色の手帳を交付されたと陳述しているが、同市役所は、昭和50年度又は51年度ごろに国防色からオレンジ色の手帳に切り替わったと説明しており、申立人の陳述と符合しない。

そのほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで

私は、会社を退職後の昭和62年10月ごろに国民年金に入るのが義務という気持ちからA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、納付書でA市役所の年金課の窓口か銀行で約1万円を納めていた。

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続及び保険料を納めた記憶もあるので、申立期間については納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和62年10月ごろに国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を現年度納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月以降に払い出されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、この手帳記号番号払出日においては、申立期間の保険料は現年度納付することができない上、申立期間の一部は制度上、過年度納付することもできない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が国民年金に加入当初に納付したとする保険料額は、当時の保険料額と異なっている。

このほか、申立期間は42か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに、申立期間における保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から60年12月までの期間及び61年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から60年12月まで  
② 昭和61年2月から同年6月まで

私は、結婚後の昭和55年5月ごろ、A市役所において、婚姻に伴う手続と合わせて国民年金の加入手続を行った。

この加入後の国民年金保険料は、私が納付書により、夫婦二人分を一緒に郵便局において前納により納付していた。その保険料額は、最初は9,000円以下であったが後に1万円ぐらまで上がったことを覚えている。

申立期間①及び②については、一緒に納付していた夫の保険料が納付となっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年5月ごろに国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出時期においては、申立期間のうち同年3月以前の国民年金保険料は現年度納付することができない。

また、申立期間①のうち昭和60年3月以前の期間の保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、手帳記号番号払出簿の内容確認及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入後の申立人の保険料は自身が夫の分と一緒に前納していたとしているところ、申立人の夫の納付状況をみると、昭和59年1月から同年3月までの夫の保険料は過年度納付されていることが特殊台帳により確認でき、申立人の陳述はあいまいである。

加えて、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料は郵便局で納付していたとしているところ、A市では昭和55年から61年までは当時、郵便局で現年度保険料を納付することはできないとしており、申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人が陳述する申立期間①及び②当時における保険料額は、当時の保険料額の推移と異なっているなど申立人の保険料納付に関する記憶はあいまいである上、申立期間の保険料を納付していたことがうかがえる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年7月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
手帳記号番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで  
② 昭和48年7月から49年9月まで

私の国民年金加入手続は離婚した最初の妻が行った。

国民年金保険料は、申立期間①については最初の妻が、申立期間②については三番目の妻が行った。私自身は、保険料納付に関与しておらず納付を証明する領収書等も無いが、いずれも当時の妻が家計をしっかりと管理していたので、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは考えられない。

申立期間①及び②について、納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金保険料を当時の妻がそれぞれ納付していたとしているところ、申立期間①及び②当時のそれぞれの妻が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、それぞれの当時の妻からは事情を聴取できない状況にある上、申立人自身が保険料納付に直接関与していないため、申立期間①及び②の保険料納付に関する詳細は不明である。

また、申立期間①については、申立期間①の直前の昭和45年7月から46年3月までの期間の保険料が50年4月23日に特例納付されていることが特殊台帳により確認できることから、当時未納であり、A市の被保険者台帳に「昭和46年4月1日 不在被保険者」との記録が残されていることから、市では不在者として管理しており集金人が集金に訪問することは無く、申立人は保険料を納付できなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間②については、本人が所持している国民年金手帳をみると、同手帳の印紙検認記録欄には昭和48年7月から49年9月までの保険料の検認



印が無く、切り取られずに残っている印紙検認台紙には同期間の印紙が貼付<sup>ちようふ</sup>されていないことが確認できる上、特殊台帳に「昭和48年8月 資格喪失」との事蹟<sup>じせき</sup>が残されていることから、申立人は、48年8月以降は国民年金被保険者の資格が無く、保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から44年3月まで

私が20歳になる前、母と姉の国民年金保険料を取りに来ていた集金人から20歳になったら国民年金に入るよう勧められたのを覚えており、昭和40年3月ごろ、母が集金人を通して私の国民年金加入手続をした。

国民年金加入後は、私が結婚する直前の昭和43年9月まで、母が集金人に母自身と私の保険料を支払っていたのを覚えている。20歳当時の保険料は100円で、その後200円ぐらいになったのを覚えており、母が私の保険料を支払っていたことを、私の姉も覚えていると言っている。

また、結婚後は、前夫が職場であるA地区のB業務組合員に毎月、夫婦二人分の保険料を支払っていた。

私の保険料は滞り無く支払っていたのに、未納とされていることに納得ができない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和40年3月から43年9月までの期間(以下「申立期間①」という。)については、申立人は申立人の国民年金保険料を申立人の母が納付していたとしているところ、その母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い上、その母は既に死亡しており、申立人も保険料の納付に直接関与していないため、国民年金加入手続及び保険料納付の状況等の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年8月に払い出され、申立人は第1号被保険者資格を40年\*月\*日にさかのぼって取得していることが社会保険事務所の記録により確認できることから、この手帳記号番号では申立期間①の保険料は、現年度納付することができず、申立期間の一部は、制度上、過年度納付もできない。

さらに、申立人は、申立人の母が昭和40年3月ごろに申立人の国民年金加

入手続を行ったとしていることから、別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

次に、申立期間のうち昭和43年10月から44年3月までの期間（以下「申立期間②」という。）については、申立人は申立人の前夫が毎月、B業務組合員に夫婦二人分の保険料を現年度納付したとしているが、申立人の手帳記号番号払出時期では、申立期間②は過年度納付でなければ保険料を納付できず、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の昭和44年4月から同年9月までの保険料が手帳記号番号払出後の同年9月に納付されていることが市の被保険者名簿より確認できることに加え、申立人の前夫は、申立人と結婚後、B業務組合員を通して申立人の国民年金加入手続をし、夫婦二人分の保険料を現年度納付していたことを覚えているが、申立期間②に係る申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立期間は49か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年12月までの期間、60年4月から62年6月までの期間、平成元年1月から同年3月までの期間、2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から50年12月まで  
② 昭和60年4月から62年6月まで  
③ 平成元年1月から同年3月まで  
④ 平成2年5月及び同年6月

昭和45年8月にA市からB市に転入し、妻が自宅兼事務所において市の集金人に、国民年金保険料を納付していた。

しかし、B市役所やC社会保険事務所の台帳にB市の住所記録や納付した記録が無いのはおかしい(申立期間①)。

昭和57年ごろに妻の両親が年金受給前に亡くなり、私たちも年金をもらえるか心配になって、保険料の納付を止めた時期があったが、これとは別の期間が未納とされている。いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、夫婦間で納付済期間が違っている(申立期間②)。

また、妻が会社に勤務するようになった昭和62年1月から、年金受給資格期間を満たすために過年度納付をするように心掛けたのに未納期間がある(申立期間③及び④)。

いずれの申立期間についても保険料を納付しており、未納と記録されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立人の妻が市役所の集金人に申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、申立人の被保険者名簿がD社会保険事務所からE社会保険事務所(当時のB市管轄社会保険事務所)に移管されたのは昭和51年11月であることが特殊台帳により確認できる。このことから、申立人のB市への転居に伴う国民年金の住所変更手続は同年ごろに行われたと考えられ、B市では、この手続が行われるまでの間、申立人を

被保険者として管理できないことから、申立人は、B市では保険料を納付できなかったものと推定できる。

また、申立期間②、③及び④については、申立人は年金受給資格期間を満たすために昭和62年1月からの保険料を過年度納付したと陳述しているところ、申立人の59年10月から60年3月までの期間の保険料は62年1月に過年度納付されており、申立人のこれ以降平成2年12月までの期間の保険料も、数度にわたって過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できる。しかし、上述の過年度納付された時期をみると、いずれの申立期間についても申立期間直後の月の保険料が、申立期間の保険料を制度上納付できない時点で納付されており、それぞれの申立期間についても何らかの事情により納付期限内に保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立期間①直後の昭和51年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付しており、申立人の陳述と異なるほか、申立期間①、②及び③については保険料を納付したとされる申立人の妻も未納となっている期間がみられる。

加えて、申立期間①、②、③及び④は合わせて8年2か月と長期間であり、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻が保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年3月までの期間、60年4月から61年12月までの期間及び平成元年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から50年3月まで  
② 昭和60年4月から61年12月まで  
③ 平成元年1月から同年3月まで

昭和45年8月にA市からB市に転入し、私が自宅兼事務所において市の集金人に、国民年金保険料を納付していた。

しかし、B市役所やC社会保険事務所の台帳にB市の住所記録や納付した記録が無いのはおかしい（申立期間①）。

昭和57年ごろに、両親が年金受給前に亡くなり、私たちも年金をもらえるか心配になって、保険料の納付を止めた時期があったが、これとは別の期間が未納とされている。いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、夫婦間で納付済期間が違っている（申立期間②）。

また、会社に勤務するようになった昭和62年1月から、年金受給資格期間を満たすために過年度納付をするように心掛けたのに未納期間がある（申立期間③）。

いずれの申立期間についても保険料を納付されており、未納と記録されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、市役所の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を自身が納付したと陳述しているところ、申立人の被保険者名簿がD社会保険事務所からE社会保険事務所（当時のB市管轄社会保険事務所）に移管されたのは昭和51年11月であることが特殊台帳により確認できる。このことから、申立人のB市への転居に伴う国民年金の住所変更手続は同年ごろに行われたと考えられ、B市では、この手続が行われるまでの間、申立人を被保険者として管理できないことから、申立人は、B市では保険料を納付できなかった

ものと推定できる。

また、申立期間②及び③については、申立人は年金受給資格期間を満たすために昭和62年1月からの保険料を過年度納付したと陳述しているところ、申立人の59年10月から60年3月までの期間の保険料は62年1月に過年度納付されており、申立人のこれ以降平成2年12月までの期間の保険料も、数度にわたって過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できる。しかし、申立期間②後の昭和62年9月から63年3月までの期間の保険料は平成元年10月に過年度納付されており、また、申立期間③直後の平成元年4月から同年7月までの保険料は3年5月8日に過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できるが、過年度納付が行われたそれぞれの時点においては、それより前の申立期間②及び③については、制度上保険料を納付できず、何らかの事情により納付期限内に保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人の夫の保険料は、申立期間①直後の昭和51年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付しており、申立人の陳述と異なるほか、申立期間①、②及び③については申立人の夫も未納となっている。

加えて、申立期間①、②及び③は合わせて6年9か月と長期間であり、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間並びに45年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和45年4月及び同年5月

昭和45年5月に結婚するまでの間、実家のA市とB市で申立期間の国民年金保険料を納付していた。実家ではC業務を開業していて、その業務場に毎月一度集金人が来ており、保険料を納付すると、白い領収書にハンコを押し1枚ずつちぎって渡してくれていた。また、申立期間②の国民年金保険料の納付についてはよく覚えていないが、B市で納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料をA市のC業務場で集金人に納付していたと申し立てているところ、A市では、昭和36年4月から49年3月まで集金人による保険料の収納を行っており、申立内容と符合する。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年6月30日にA市で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①の国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付した際、白い領収書をもらっていたと申し立てているが、A市における昭和42年9月以前の保険料収納方法は印紙検認方式であり、保険料収納の際、別途領収書を発行することは無く、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間②について、B市で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人はA市で昭和45年度に不在者として取り扱われ、申立人に関する



る国民年金に係る書類等記録の管理が、A市役所から社会保険事務所へ引き継がれている。その後、申立人が、昭和52年7月にB市で国民年金被保険者資格を再取得したことにより、申立人に関する記録管理が同年10月8日に社会保険事務所から市役所へ移管され、以降の保険料納付が再開されていることから、申立人が、申立期間②の国民年金保険料をB市で納付することは困難である。

このほか、国民年金の加入時期及び申立期間②の保険料納付に関する申立人の記憶は明確では無く、申立人から保険料納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から45年3月まで

私は、18歳（昭和42年）のころから平成元年ごろまで、A地区にあるB店を手伝っていたが、当時A地区に来ていた集金人から私が印紙を買い、母と二人分の国民年金保険料を納付していた。また、保険料について、市役所又は社会保険事務所に自転車で出向き、未納分を一括して納付したことがあるようなかすかな記憶がある。納付した保険料額は覚えていないが、申立期間の保険料を納付したことは間違いないので未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の14か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、記録が確認できる昭和45年度から59年度までの保険料を現年度納付している。また、申立期間当時の保険料収納方法は印紙検認方式であり、申立内容と符合するほか、一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親の申立期間の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月から同年10月までの間に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を現年度納付することはできない。

また、昭和45年10月以前の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の保有する国民年金手帳を見ると、印紙検認記録欄は手帳が発行された昭和45年度から始まっており、昭和45年4月から同年12月までの三期分の保険料を同年11月19日に現年度納付したことを示す検認印が押されていることから、申立人は、国民年金に加入した昭和45年度分の保険料から納付し始めたと考えるのが相当である。

加えて、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は、過年度保険料の納付を行った時期や納付金額等の具体的な記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年8月まで

私は、申立期間当時、A地区にあるB店を手伝っており、毎月母が女性の集金人から印紙を買い、私と姉と兄の国民年金保険料を一緒に納付していた。納付していた保険料額は覚えていないが、母がガラスケース越しに保険料を納付していたのを見た記憶がある。申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年度以降の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間当時の保険料収納方法は印紙検認方式であり、申立内容と符合するほか、申立人が一緒に保険料を納付していたと申し立てている申立人の母及び姉の国民年金手帳記号番号は昭和37年4月28日に連番で払い出されており、申立期間の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和51年10月に払い出され、被保険者資格取得日は49年1月1日とされており、申立期間は未加入期間となっていることから、申立人は、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を集金人に現年度納付することはできない。

また、昭和49年1月以前の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立人の母、姉及び兄と一緒に保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は昭和51年8月に払い出されており、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料納付に係る具体的な記憶が乏しいことから、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から62年6月まで  
申立期間当時、A市で同居していた母親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。加入手続や保険料納付は母親に任せていたのでよく覚えていないが、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同居していた母親がA市で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年2月から同年3月ごろに、当時居住していたB市を管轄するC社会保険事務所で払い出されており、被保険者資格取得日は同年2月16日とされていることから、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号によっては、申立人が申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、同居していた申立人の母親が国民年金加入手続を行ったとするA市を管轄するD社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の記憶も明確でないことから、申立人及びその母親から保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1888

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私は、申立期間当時学生であったが、両親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。また、一緒に国民年金保険料を納付していたと聞いている私の兄の保険料は納付済みとされており、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き平成8年3月に就職するまでの国民年金保険料はすべて納付している。また、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親は、申立人及びその兄の保険料を毎月、月末に一緒に納付していたと申し立てているところ、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は3年9月11日に払い出されており、申立期間の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年6月10日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。また、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間の保険料を過年度納付した場合、保険料額は10万5,000円となるが、申立人の保険料納付を担っていた申立人の母親は、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無く、この金額にも心当たりは無いとしている。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の母親も、加入手続時期の記憶は明確でないことから、申立人及びその母親から、保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年9月まで

国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。25歳ごろの分までさかのぼって3年分ぐらい保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料について、納付時期や金額は覚えていないが、保険料が大金だったので親に借り、さかのぼって支払える期間分を市役所の窓口で納付したと記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和61年10月分の国民年金保険料を納付し始めて以降、現在に至るまで保険料を完納している。

しかしながら、申立人は、25歳ごろの分までさかのぼって3年分ぐらいの保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出対象者の記録から、昭和63年11月ごろに払い出されているものと推測され、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料は制度上納付することはできない。

また、昭和52年1月から記録が確認できる62年までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、さかのぼって支払える期間分の保険料を過年度納付したと申し立てているが、申立人の納付記録を見ると、昭和61年10月から62年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、63年11月に国民年金加入手続を行った際に、さかのぼって納付することが可能な当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

このほか、申立人は、保険料を納付した時期や金額等を具体的に覚えておら



ず、申立人が申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで  
昭和47年8月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、その後、毎月郵便局で保険料を納めてきた。さかのぼって支払ったことは無い。申立期間の保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、定期的に郵便局で現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和55年7月25日であることが同払出簿から確認できる。この場合、この国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち53年3月以前の保険料は、制度上、既に納付することはできない期間になっている。

また、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの保険料については、過年度納付は可能であったものの、申立人自身さかのぼって納付したことは無いと陳述している点を踏まえると、この期間についても納付していないと考えるのが相当である。

さらに、申立期間当時、市では現年度保険料は郵便局で納付することはできなかったとしており、毎月郵便局で納めていたとする陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、旧姓を含め氏名の別読みによる検索も行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から50年12月までの期間及び60年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年8月から50年12月まで  
② 昭和60年2月から61年3月まで

昭和37年8月から50年12月までの期間について、国民年金保険料が未納とされているが、その当時私には収入があったので、国民年金保険料を居住地のA区の郵便局に払い込んでいた。当時働いていてなかなか平日に郵便局へ行けなかったため、何か月分まとめて納付したことが多かったように思う。40年も経っているので記憶は定かではなく、領収書を保管しているはずもなく、郵便局でも当時の領収記録は残っていない。何十年も前の記憶や領収書を求めるのは、常識的に考えて不可能かつ不当なことである。

また昭和60年2月から61年3月まで期間については、夫はB市役所の職員だったので、私の保険料は夫の給料から天引きされて共済組合に納付されているはずで、未納とされているのは記録誤りと思えない。

以上二つの期間について早急に申立てを認めていただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はこの期間の保険料をC郵便局で納付していたと陳述している。そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和50年11月にD市A区において払い出されていることが払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち昭和48年9月以前の保険料については、時効の成立により、既に納付することができない期間になっている。

また、申立人には昭和45年7月にD市E区において上記のものとは別の手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえる。この点についての申立人の記憶は定かではないが、同区の被保険者名簿及び社会保険庁のいずれの記録においても、当該手帳記号番号による納付の記録は申立期間を含めて全くみられないほか、払出簿には「不在」の記載が見られることから、保険料納付が

ないまま、申立人が転出したものと推定される。また、申立人が転出先の市町村において国民年金に係る住所変更の手続を行えば、当該手帳記号番号によって保険料を納付することは可能であるが、この場合、継続して保険料を納付していたにもかかわらず、再度、A区において加入手続を行い、新たに別の手帳記号番号の交付を受けたことになり、不自然さは否めず、転出先の市町村においても保険料は納付していなかったと考えるのが相当である。

さらに、D市において郵便局で保険料の納付が可能になったのは昭和 51 年 10 月からであり、申立期間①について、一貫してC郵便局で納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、申立期間②について、申立人は共済組合員である夫の給料から天引きされていたと陳述している。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和 60 年 2 月 21 日に被保険者資格を喪失していることが申立人所持の年金手帳及び社会保険庁のいずれの記録においても確認できる。この場合、この期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の夫が在籍していた市では、職員の給料からその配偶者の国民年金保険料を天引きする制度は無かったとしており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人は、加入手続時期や納付金額等保険料納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間①及び②について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに市役所に勤めている叔母の勧めでA市役所で国民年金の加入手続をし、年金手帳の交付を受けた。加入当初は集金人に現金の手渡しによる納付で、後に納付書による郵便局への納付に変わった。

加入当初の年金手帳は不明で、申立期間の領収書は無いが、納付は間違いない。

昭和18年4月から4年8か月の間、厚生年金保険に加入し、36年4月から国民年金に加入し28年間納付してきたのに、1年間の未納期間があり納得がいかず、申立てをした。認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、手帳記号番号払出簿から昭和37年11月20日に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、36年4月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、払出時点においては、申立期間は過年度期間となるが、当時申立人が住んでいたA市では集金人による過年度納付の取り扱いを行っていなかったことから、集金人により納付したとする申立人の陳述とも符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情はみられなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から52年6月まで

私は結婚後、主人から国民年金加入を勧められA市役所で国民年金に加入した。その際に、市役所の職員からそれ以前の未納期間の分もまとめて納付することを勧められ、帰宅後その内容を主人に相談して、後日主人からお金を預かり、私がA市役所にて一括で昭和45年1月から52年6月までの国民年金保険料を納付した。

納付時期は、多分昭和52年以降だと思う。

また、領収書はもらったとは思いますが、3回の引っ越しで紛失したためありませんが、90か月の保険料を一括で納付しました。この期間の保険料納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から52年6月までの国民年金保険料を申立人自身が52年以降に、A市役所で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和52年7月1日にA市役所で任意加入していることが市の被保険者名簿から確認できる。任意加入の場合、さかのぼって加入することが出来ないため、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することは出来ない。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる事情はみられなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年1月まで（ただし、厚生年金保険加入期間を除く）、及び52年2月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から52年1月まで  
（ただし、厚生年金保険加入期間を除く）  
② 昭和52年2月から58年9月まで

昭和45年4月から52年1月までの間のうち、厚生年金保険加入期間を除く57か月分の保険料については、55年4月ごろに母親が特例納付で納付を行い、52年2月から58年9月分までの保険料については、62年ごろに通知書が届き、やはり母親が一括で過年度納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、昭和60年2月8日に手帳記号番号の払出しを受けていることが払出簿の記録から確認できる。この場合、申立期間①について、払出前の55年4月ごろに申立人の母親が特例納付を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、払出時点では、申立期間①、及び②のうち57年12月以前の期間については、時効により保険料を納付出来ない期間になっている。

さらに、申立人の最初の資格取得日をみると、厚生年金保険の資格喪失日である昭和50年3月14日であることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間①のうち45年4月から49年2月までの間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。また、申立期間①のうち50年3月から51年3月までの間（ただし、厚生年金保険加入期間を除く）に係る資格期間は、60年3月の追加処理によって、初めて資格期間となっていることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、追加処理がなさ

れるまでは未加入期間として管理されていたことになり、制度上、申立人が陳述する 55 年 4 月ごろに特例納付を行うことはできない。

そこで、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、別読みによる氏名検索を行ったところ、申立人には昭和 44 年 3 月 10 日にいったんは別の手帳記号番号が払出された形跡がうかがえる。一方、この手帳記号番号は、社会保険庁及び市の被保険者名簿いずれの記録においても保険料の納付がないまま取消処理されていることが確認できる。さらに、申立人はこの手帳記号番号が払出された当時は学生であったと陳述している。

これらの点を踏まえると、この手帳記号番号は、20 歳到達時の職権適用によりいったんは払い出されたものの、申立人が学生であったことから取消処理されたものと推定でき、この手帳記号番号による保険料納付は無かったと考えるのが相当である。

加えて、申立人は加入手続及び保険料納付に直接には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年9月までの期間及び48年8月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から47年9月まで  
② 昭和48年8月から57年3月まで

年金手帳の“初めて被保険者となった日”が、昭和45年2月7日と記載されていることから、その時に母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたはずである。保険料は納付書で毎月、私や母が支払ってきた。領収書は税理士を通じて確定申告書に添付していたため所持していないが、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する年金手帳の“初めて被保険者となった日”が昭和45年2月7日と記載されていることを根拠に、この時に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたはずであると申し立てているが、加入手続を行ったとする申立人の母親は既に死亡し、申立人もこれに直接関与していないため、当時の具体的な状況は不明である。また、当該日付については、加入手続を行った日にかかわらず、申立人が国民年金被保険者の資格を取得すべき日にさかのぼって記載されるものである。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和57年5月4日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料であるが、申立人は過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶が無いと陳述している。

また、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人は、現在所持する年金手帳の前に手帳は無かったと陳述

しているほか、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、A市では、昭和54年4月に保険料の納付方法を納付書納付方式に移行するまで、手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>する手帳検認方式であり、また、毎月納付となるのは57年4月以降であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付書で毎月納付していたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、当時の領収証書は税理士を通じて確定申告書に添付していたため所持していないとしているが、当時、申立人が依頼していたとする税理士は、申立人の確定申告には直接関与したことは無く、当時は申告書に国民年金保険料額を記載するだけであり、領収証書を添付することは無かったと陳述している。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から51年12月まで

母が私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを覚えている。保険料は、女性の集金人に支払い、新聞の集金の時と同様に領収書をもっていた。結婚後、昭和49年に私が店の経営を任されてからは、夫婦と両親の分とを一緒に保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てていることから、直接加入手続に関与しておらず、手続を行ったとする母親は高齢のため、当時の具体的な状況は不明である。

また、A市における保険料の納付方法は、昭和48年3月まで手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったところ、申立人は、当時、集金人が伝票のようなものを所持し、保険料を支払うと領収証書を受け取っていたとしており、当時の状況と符合しない。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和52年1月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間のうち48年12月以前の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料となるが、申立人は過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、夫婦の特殊台帳をみると、昭和51年度の備考欄に、52年度に未納の催告を行ったことを示す「52 催」のゴム印が確認できるほか、一緒に納付してきたとする申立人の夫についても、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の

氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から49年12月までの期間、60年1月から62年3月までの期間及び62年6月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から49年12月まで  
② 昭和60年1月から62年3月まで  
③ 昭和62年6月から同年11月まで

昭和52年3月ごろ、母がA市役所の年金窓口へ行き、私の年金について問い合わせたところ、職員から、「今、100万円を支払えば、過去の未納記録を復活できる。」と言われた。母は、年老いた時困るからと私に100万円を支払うよう勧めた。当時、私にはお金が無かったので、母から100万円を借り、母と一緒にその100万円を持ってA市役所の窓口へ行き納付した。昭和60年1月以降は、毎月1万3,000円の保険料を、送付されてきた納付書により金融機関で支払って来た。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年3月に、100万円をまとめて納付したと申し立てているが、特殊台帳の記録をみると、昭和52年度において、制度上、納付が可能であった昭和50年1月から52年3月までの保険料を数回に分けて過年度納付していることが確認でき、その期間の保険料の合計金額は3万3,300円である。

また、申立人が保険料をまとめて納付したとする昭和52年3月当時は、特例納付の実施期間ではないが、仮に、申立てどおり、申立期間①の保険料をさかのぼって特例納付したとすると、その保険料額は52万円となり、上記の過年度保険料を含めても55万3,300円であり、納付したとする金額とは大きく異なる。

申立期間②及び③について、申立人は、昭和60年1月以降は、毎月1万3,000円の保険料を、送付されてきた納付書により金融機関において納付して来たとし申し立てているが、同年1月以降の申立期間の保険料は月額6,740円から7,400円であり、納付して来たとする金額と符合しない。

また、申立人は、昭和56年9月にB市に転居してから、住民票上の住所をそのままにして、住居を5回ほど異動したと陳述していることから、その間、納付書が手元に届かなかったものと考えられ、保険料納付が困難であった可能性もうかがえる。

さらに、申立期間①、②及び③について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から11年7月まで

平成10年5月に会社を退職したので、国民年金保険料を納付することが困難になり、母親に相談すると申請免除について教えてくれた。そこで、当時のA市役所へ行き、免除申請の手続を行った。現在まで3回免除申請を行い、2回は免除の記録があるのに、上記期間のみ免除記録が無く未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年5月に会社を退職後、計3回の免除申請を行ったと申し立てている。

そこで、社会保険庁の申立人の免除記録をみると、平成15年4月21日に初めて免除申請が行われ、同年7月1日に年度更新のため2回目の免除申請が行われたことが確認できるとともに、同年11月5日には、生活保護受給にともなう法定免除該当届がなされたことが確認できる。この法定免除該当届を回数に加えると、申立人は、平成15年度中に免除関係の手続を3回行ったことになり、申立人の記憶と一致する。

また、申立人は、平成10年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、翌11年2月に国民年金の加入勧奨が行われたことが、社会保険庁の記録により確認できることから、この時点において、申立人が加入手続及び免除申請を行っていないことが分かる。さらに、申立人から加入手続及び免除申請が行われないまま、同年8月1日に再就職し、厚生年金保険に加入したため、申立期間は、記録上、公的年金未加入期間となったものと考えられる。

さらに、再就職した会社を退職後の平成14年6月にも同様に加入勧奨が行われた記録が確認でき、第1回目の申請免除が行われた時期に、直近の厚生年

金保険の資格喪失日である13年10月6日にさかのぼって国民年金の資格を取得したものと推定される。

加えて、申立人に申立期間の保険料について免除申請を行ったこと及び申請免除が承認されたことを示す関連資料が無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 2 月 1 日から同年 7 月 27 日まで A 社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社で勤務していた期間が同年 6 月 1 日からとされており、申立期間が未加入とされているので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 社での在職については、当時の事業主から、申立人は同社で社員として在職していたとの陳述が得られたことから推定できる。

ところで、申立人は、同社に昭和 52 年 2 月 1 日に入社したと申し立てているところ、当時の事業主からは、「記憶が定かではないものの、同年 3 月前後に入社したのではなかったか。」との陳述が得られたほか、同僚の陳述でも申立人の入社時期を特定することはできなかった。

また、同社の事業主は、同社は 3 か月の試用期間があったと陳述しており、同僚からは「当時、健康保険証については、入社してから 3 か月後にもらった。当時は、確かに試用期間があり、その試用期間は 6 か月だったのかもしれない。とにかく、入社後すぐには健康保険証がもらえず、試用期間が長すぎるのではないかとということで騒ぎになったこともある。申立人のことは記憶に無いが、そんなに長くは同社に在籍していなかったのであれば、被保険者記録が無い可能性もあると思う。」との陳述が得られた。

さらに、申立人は、入社後しばらくは B 業務等に従事していたとも陳述しており、同僚からは「B 業務等は、当時の事業主が経営していたもう一つの関連事業所である C 社の業務ではなかったか。」との陳述が得られたことから、当該 C 社での在籍についても調査を行ったが、申立人の同社での在籍について明

らかとする事情等は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで  
④ 昭和 62 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①、②及び③はいずれもA社でパート従業員として勤務しており、また、申立期間④はB社C支社で勤務していたのに、昭和62年5月30日までしか勤務していないことにされていることから、これら申立期間①、②、③及び④について厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び③におけるA社での在職については、雇用保険の記録から確認できるほか、同時期に勤務していた複数の職員からも申立人は、これらの申立期間において在職していたとの陳述が得られたことから推定できる。

また、申立人は、A社に勤務する前後に厚生年金保険の資格を取得している同業種のD社及びE社においても雇用期間や勤務形態等がほぼ同じであったことから、A社でも被保険者資格を取得しているはずと申し立てているが、社会保険庁の記録によると、A社は昭和37年に全喪して以降、申立期間①、②及び③の期間もずっと適用事業所となっていないことが確認できることから、申立人によると、A社で同じ身分のパート従業員であった者は自身とほかの同僚二人しか在職していなかったと陳述していることとも符合している。

さらに、申立人は、A社の採用であったと陳述していることから、被保険者資格を取得していた従前の勤務先であるD社やほかの同業種の会社で資格を

取得しているとも考えられないほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立人はB社C支社で昭和61年11月10日から勤務しており、申立期間④も同社で勤務していたと申し立てているところ、B社企業年金基金提出の加入員資格取得届及び喪失届によれば、申立人の記録は同年11月10日に資格を取得、62年5月31日に資格を喪失となっており、社会保険庁の記録と一致していることが確認でき、雇用保険の記録も当該基金の記録と符合していることから、申立期間④の在職等については明らかとすることはできなかった。

また、同基金は、申立人の資格喪失日を昭和62年5月31日と届け出ており、同年5月分の保険料控除は行っていないとも陳述している。

さらに、申立人は記憶が定かでないとも陳述しているものの、昭和62年5月の国民年金加入記録をみると、第3号特例納付を行っており、申立人提出の年金手帳をみても、『3号特例届出済、平成8年3月19日』のスタンプの押印が確認できる。

加えて、申立人提出の同社からの給与振込があったとされる預金通帳(写し)を検証したが、同社からの給与額は超勤手当を包含しているため一定せず、昭和62年5月分の給与額をみても、社会保険料控除の有無を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年から 45 年まで  
② 昭和 46 年 9 月 26 日から 47 年 8 月 7 日まで

私は、申立期間①はA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。また、申立期間②はB社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①におけるA社での在職については、雇用保険の記録は保存されておらず不明であり、事業所からは、「雇用保険の書類は昭和 43 年以降のものが保存されているが、それらの書類の中には申立人の名前は見当たらなかった」との回答が得られた。

また、申立期間に被保険者記録のある7名を抽出し、そのうち住所の判明した3名に照会したところ、これらの同僚からは、申立人はA社で勤務していたものの、その雇用形態、勤務期間等については不明であるとの回答が得られた。

さらに、申立人は、保険料を控除されていたか否かについては、控除されていたと思うと陳述しているものの、その具体的な金額については覚えていないと陳述しており、当時の事業主からは、「申立人とは作品ごとの個別契約であり、報酬の支払いも1割の税金分を源泉徴収して渡しており、いわゆる外注先であった。」との回答が得られた。

一方、申立人に係る年金記録をみると、申立期間と重なる昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間、厚生年金保険の第四種被保険者であったことが確認でき、仮に、申立人が当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していた場合、第四種被保険者資格は当然に喪失することから、申立人は当該

事業所において厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。

また、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる氏名検索を行ったが申立期間①において該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②におけるB社での在職については、申立人提出の失業保険被保険者資格取得確認通知書及び雇用保険の記録をみると、昭和46年9月26日に資格を取得、47年8月7日に離職と記録されていることから、この間、当該事業所において勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたか否かについては覚えていないと陳述しており、当時の事業主は、故人のため厚生年金保険の資格の取得、喪失の届出、及び保険料控除等について聴取することはできなかった。

一方、申立人の年金記録をみると、申立人は申立期間後の昭和47年12月26日から48年5月1日までの5か月間は厚生年金保険の第四種被保険者であったことが確認できる。

仮に、申立人主張のとおり、申立期間②の11か月間がB社において厚生年金保険に加入していた場合、その資格喪失時点(昭和47年8月7日)で申立人の被保険者期間は246月となり、受給資格期間(240月)を満たすことから、それ以降は第四種被保険者として厚生年金保険に任意加入することはできないことから、申立人は申立期間②については厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことを認識し、同年12月から第四種被保険者に加入したと考えるのが相当である。

また、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる氏名検索を行ったが申立期間②において該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 41 年 9 月まで

私は、昭和 39 年 6 月から 41 年 9 月まで A 社に勤務し、一般事務をしていた。当時、学校に通いながら同社に勤務していたが、同社の前に勤務していた 2 社では厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、A 社での加入記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における在職については、申立人が同社に勤務していたことを覚えているとの同僚 3 名の陳述などにより、期間は特定できないものの、推定できる。

しかしながら、同社では、当時の事務職の名簿に申立人の名前が見当たらないことから、申立人は正社員ではなくアルバイトであったと考えられると回答している。

また、申立人が同社に勤務していたことを覚えていると陳述している同僚のうち 2 名は、申立人はアルバイトであったと思うと陳述しており、別の同僚は、申立人は事務補助的な仕事をしていたので正社員ではなかったように思うと陳述している。

さらに、同社では、正社員については、社会保険と雇用保険とに一体的に加入させる取扱いであったが、アルバイトについては両方とも加入させていなかったと思うと陳述しており、申立人の申立期間に係る雇用保険加入記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月から28年2月1日まで  
② 昭和28年9月1日から29年8月16日まで  
③ 昭和31年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和24年8月から31年5月3日まで、A社に継続して勤務しB業務をしていたが、24年8月から28年2月までの期間（申立期間①）及び同年9月1日から29年8月16日までの期間（申立期間②）の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。また、C社に昭和31年9月1日に入社したのに、厚生年金保険の加入記録は同年10月1日からとされており納得できない（申立期間③）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①におけるA社での在籍については、同僚の陳述により、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことが推定できる。

しかしながら、同社の被保険者名簿から抽出した3人の同僚から、B業務は日雇の作業員として採用される者が多く、仕事ぶりなどが評価されて正社員に昇格するまでは厚生年金保険に加入していなかったと思うとの陳述が得られたこと、当時、一緒に仕事をしていたとする申立人の父親も申立期間①における加入記録が見当たらないことから、事業主は、記録どおり申立人に係る資格取得日を昭和28年2月1日として届け出たことが推定できる。このほか申立人が申立期間①において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②は厚生年金保険の被保険者記録が途中で抜けている期間であるが、申立事業所及び前述の3人の同僚からは、申立人が申立期間において退職することなく継続して勤務していたことをうかがわせる陳述等は得られ



なかった上に、事業主による届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所が申立人に係る被保険者資格の喪失及び再取得の処理を行ったとは考え難いことから、退職など何らかの理由により事業主は記録どおりの届出を行ったものと推定できる。このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

また、申立期間③におけるC社での在籍については、雇用保険の被保険者記録では、厚生年金保険の被保険者資格の取得日より前の昭和31年9月24日に資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に入社した同僚として名前を挙げた者は、昭和31年9月中旬に入社したとしているが、同社での厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じ同年10月1日である。また、当該同僚は、同年9月分の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無いと陳述している。このほか申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月から 37 年 8 月まで  
② 昭和 37 年 9 月から 41 年 1 月まで  
③ 平成 2 年 7 月から 6 年 10 月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社においてD業務員として勤務していた。保険料控除が確認できる給与明細書等はないが、当時厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①におけるA社、申立期間②におけるB社及び申立期間③におけるC社での在職については、申立人が所持する写真等の資料により、期間は特定できないものの、それぞれ勤務していたことが推定できる。

しかしながら、申立人は申立事業所はいずれもE業種であったと申し立てているところ、E業種等のサービス業については、昭和 61 年 4 月 1 日までは、法人事業所、個人事業所共に社員の人数にかかわらず厚生年金保険の強制適用事業所ではなく、適用事業所となるためには社員の 2 分の 1 以上の同意を得て社会保険庁長官の認可を得る必要があったが、事業所検索、事業所記号簿等により調査を行ったものの、申立期間①、②に係る事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

また、申立期間②に係るB社は平成 9 年 8 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となった記録がみられ、同社の人事担当者から、申立期間当時は厚生年金保険料を従業員から控除していなかったとの陳述が得られた。

さらに、昭和 61 年 4 月以降は、サービス業についても法人事業所は従業員

数にかかわらず厚生年金保険の適用事業所とされているが、申立期間③に係るC社が適用事業所である記録は見当たらなかった。加えて、同社の事業主から同社は厚生年金保険の適用事業所であったことはなく、従来より従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはしていないとの陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 3071

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 9 月まで

私は、学校を卒業後、昭和 38 年 4 月に集団就職でA市B町のC社に入社し、同社が経営するD店で、正社員のE業務従事者として勤務していた。その後、昭和 45 年ごろにC社が倒産しそうだという話を聞き、同系のF店に移り 46 年 9 月に退職した。当時、会社の健康保険証で病院にかかった記憶があるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は学校卒業後、A市B町のC社に入社したと申し立てしているところ、申立人が卒業した学校では、申立人の就職先が「C社 A市B町」という記録があると回答していることから、申立てどおりの会社に入社したことが推定できる。

しかしながら、申立期間当時、E業種等のサービス業については厚生年金保険の非適用業種とされており、事業主が従業員の過半数の同意を得て申請し社会保険庁長官の認可を受けて任意包括適用事業所となるほかには適用事業所となることはできなかったが、C社、D店及びF店について、事業所名と所在地により事業所検索を行ったものの、これらの事業所が厚生年金保険適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

また、商業登記簿に当たってもC社の所在が確認できなかった上に、申立人が当時の事業主として名前を挙げた者については、姓のみの記憶であるため特定することができなかったことから、申立事業所の所在地、事業内容等を確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。